

〈論 文〉

「米市場」による自主流通米の価格形成

豊 田 八 宏

目 次

- I 「自主流通制度」の経緯
 - 1) 自主流通米の拡大と「米市場」
 - 2) 課題の限定
- II 「米市場」の準備過程
 - 1) 「米市場」についての諸提言
 - 2) 農政審報告「今後の米政策及び米管理の方向」(89年)
 - 3) 「自主流通米の価格形成の場」検討会報告(90年)
- III 90年産米の価格形成の実態
 - 1) 「自主流通米価格形成機構」の設立
 - 2) 入札結果の概要(第1~4回)
 - 3) 「米市場」による価格形成の影響
- IV むすびにかえて

I 「自主流通制度」の経緯

1) 自主流通米の拡大と「米市場」

(1) 「自主流通制度」の性格

1969年に自主流通米制度ができて、今まで22年を経て、自主流通米（略称；自主米）は、今や米流通の“主体”であると言われている。この制度が導入された背景としては、1960年代後半において「日本資本主義が、食管制度を含む多くの分野（国鉄・公社公団）での公的管理システムの後退と軌を一にして」、「資本の蓄積活動を活発化させるための行政的なバックアップ措置であ

り、それが、長期化した構造的不況を乗り切るための有効な方策として中心に位置づけられていた」のであり、この制度は「米穀に関する公的管理機能の弛緩過程」の始まりであると指摘されている¹⁾。そしてこの制度は「稲作生産力の発展、粉食の比重の増大から生ずる米消費量の減少などにより、米の過剰問題が顕在化したことから」、「米過剰対策と、食管特別会計への国家財政負担の軽減とを主課題とした食管制度の質的变化」²⁾が必要となって導入されたのである。すなわち、その内容についてみると、米の売買に当たって指定を受けた集荷業者から、指定を受けた卸売業者に直接売り渡されるのであるから、「政府米にみられるような、売買逆ザヤ・コスト逆ザヤの国家財政負担をともなわない」という意味で、当時の国家財政合理化策に貢献するものとされた。同制度は、このような意味とともに、近い将来の質的变化を準備する（市場原理導入・部分管理あるいは間接統制への移行）地ならし的性格をもつてゐるが、同時に、自主流通米制度の拡大、定着をねらって支出することになった各種助成金が、国家財政にとっての新たな負担となるという意味で、政府自身が新たな矛盾を抱えることになるのである^{3), 4)}と指摘されているのである。

1) 河相一成「食管制度の機能と役割」、農産物市場研究会編、『自由化にゆらぐ米と食管制度』筑波書房刊、1990、p. 68.

2) 河相、同上、p. 67.

3) 河相一成著『食糧政策と食管制度』農文協刊、1987、p. 43.

このような評価とは異なるものもある。例えば、「自主流通米制度の評価について、河相、三島氏のように食管制度の空洞化、崩壊の最大の原因としている論者が少なくない。しかし、自主流通米の性格は第二政府米であり、むしろ、この制度なしには、現行の食管制度は存続しなかったと思われる」（吉田俊幸著『米の流通—「自由化」時代の構造変動』農文協刊、1990）p. 263。さらに詳しく「自主流通米制度は、財政赤字、構造的過剰、自由米の増加に対する食管制度の枠内での改善であり、生産調整の前提条件であった。そのため、自主流通米は政府の手を経ないとはい、政府米と自由米との中間米むしろ第二政府米としての性格をもつものとなった」（同上書、p. 96.）という見解がある。しかし、この見解については「資本主義体制の危機回避あるいは危機発現回避のための一連の政策の一環に食管法も位置づけられてきた」（河相、前掲書『自由化にゆらぐ米と食管制度』、p. 66.）という視点を欠くという重大な弱点がある。

「米市場」による自主流通米の価格形成

(2) 拡大過程の特徴

ここでは自主流通米の拡大過程における特徴に限定して概観してみよう⁵⁾。

この制度発足以降の米の流通量（集荷ベース）は表1の通りである。量的拡大について言えば、73年まで急伸したが、79年までの停滞期を経て、84年まで再び増大している。消費量の傾向的な減退と消費者の良質米志向を背景にし

4) 部分管理、間接統制については厳密に定義されているわけではない。農政審の資料を参照する。

部分管理と間接統制の仕組み

区分 項目	部分管理	間接統制
基本的仕組み	米流通を自由化し政府は需給及び価格の安定を図るため流通量の一部について部分管理を行う。	米流通を自由化し、政府は安定価格帯を設けその幅の中に米価を安定させるための介入を行う。
価格形成	市場メカニズム	市場メカニズム
価格面の政府関与	政府管理米については買入価格を設定する。	下限価格での無制限買入れ上限価格での無制限売渡しを行う。
流通規制	民間流通は原則として自由で、政府管理米は一定の資格を有する集荷・販売業者を通じて売買する。	原則として自由で、政府が市場介入する場合は一定の資格を有する集荷・販売業者を通じ買入れ、売渡しを行う。
市場の設定	公正な米価形成の場として正米市場を設ける。	公正な米価形成の場として正米市場を設ける。

資料：1. 「米管理のあり方と基本的対応方向（検討経過報告案）」（農政審議会企画第1小委員会、88年6月17日）及び「米穀管理研究会における検討の経過と中間的とりまとめ」（72年3月30日）。

2. 北出俊昭「農政審報告と米流通の今後」『農林統計調査』、農林統計協会刊、1989.7. p. 14.

5) 佐藤艸二「自主流通米20年を振りかえって」『農林金融』、農林中央金庫刊、第42巻第9号（1989）には発足当時の系統農協内部の論議やその後20年間の自主米取引の拡大の取り組みがまとめられている。

なお、『自主流通 十年のあゆみ』、全国食糧事業協同組合連合会編集・発行、1979。『自主流通米十五年の歩み』自主流通協議会編、財全国米穀協会発行、1983。

『自主流通情報センター年報』（昭和55～63年）、同協会発行、などの刊行物がある。

表1 自主流通米の流通量比率の推移

〔集荷ベース、主食用うるち米〕 (単位:万トン)

年 産	政 府 米	自 流 通 主 米	予 約 限 度 超 過 米	合 計	自 流 通 米 の 比 率
1969	866	27	—	893	3 %
1970	678	95	—	773	12
1971	478	125	16	619	20
1972	543	142	15	700	20
1973	559	175	5	739	24
1974	587	179	—	766	23
1975	639	166	50	855	19
1976	609	179	—	788	23
1977	609	187	66	862	22
1978	540	219	47	806	27
1979	554	202	14	770	26
1980	367	230	0	597	39
1981	355	266	1	622	43
1982	348	287	1	636	45
1983	340	294	1	635	46
1984	414	310	31	755	41
1985	433	284	25	742	38
1986	419	295	25	739	43(40)
1987	316	296	15	627	50(47)
1988	208	339	3	550	62(62)
1989	164	397	2	563	71(71)
1990(見込)	177	391	4	572	69
1991 基 本 計 画	210	390		600	65

(注) 1. 自主流通米の比率は、86年産からは予約限度超過米を含む自主流通米等の割合であり、自主流通米の比率の()書きは、予約限度超過米を除いたものである。

2. 90年産は指定法人の見込みであり、91年産は基本計画による。
3. 財自主米機構資料

て、自由米の流通が増加するなかで、自主米が普及し、また有機米や加工原料米などさまざまな目的をもった米も流通するようになった。ますます、政府管理米が量的にも、シェアにおいても低下し、しかもその中で自主米が増加した。88年には政府米が自主米を下回った。こうして米流通の主体が自主米とな

「米市場」による自主流通米の価格形成

だったのである。しかるに、「88年産以降他用途米と政府米の置き換え」が図られ、89年産は政府米が164万トンしか集荷できない事態となつたため、「全農の保管米のうち政府が11万トン分について金利、倉敷等の在庫調整の費用を負担すること」になり⁶⁾、また90年産は「全農が自主流通米として集荷した米のうち10万トンを急速政府米として買入れる」⁷⁾措置がとられたこととなった。かくして自主米は400万トンの大台に迫っているのである。

このような自主米の普及に大きく貢献したのは第一に財政による助成措置である。70年代前半の基礎形成期からさまざまな政策的援助がなされており、なかでも各種の助成措置が実施してきた。それらの推移については図1に示したとおりであり、上述した「新たな矛盾」を内包することとなった。そしてこれらの助成総額は80年まで年々増加して、総額は1,360億円となり、83年からは種類も金額も減少して、約1,100億円となり、現在も各年の変化はあっても横這いの状況が続いている。

また、第二にこの助成措置によって自主米の生産者メリットも発生し、自主米が普及してきたという基本的な仕組みは変わらない。すなわち「自主米の増加の画期は生産者メリットの増加と見合っていた。生産者メリットが急伸する77、78年に自主米も急伸し、同じく81～84年、87～88年にもみられる」と指摘されている。とりわけ「87年の政府買入価格の引き下げ」により、「生産者メリットが急増するにつれて、88年から自主米も急増している」⁸⁾。

さらに流通経費に注目すると、「自主米の助成は87年産には、政府米が順ザヤに転化したため、自主米の経費は、政府米の経費とほぼ同一水準となってお

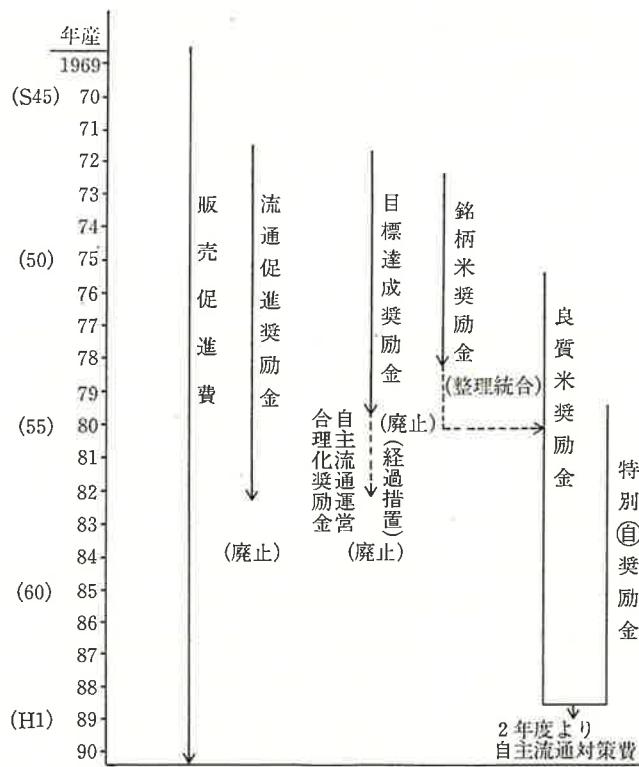
6) 吉田俊幸「米流通の新動向と課題」、前掲書『自由化にゆらぐ米と食管制度』、p. 203.

7) 持田恵三「政府米をどう位置づけるか」『農業と経済』、富民協会刊、1919.7、p. 21.

8) 持田恵三「自主流通米市場の開始と米価体系」『農業と経済』別冊、1991. 1、pp. 63-64.

なお、近年の生産者メリットについては、次文献を参照のこと。吉田、前掲書『米の流通—「自由化」時代の構造変動』、pp. 125-128。北出俊昭「食管制度の弾力的運用と米価問題」、『農業と経済』臨時増刊。『食管——解剖と処方箋』、富民協会刊、1988、pp. 50-53。農林水産省『農業白書 91年版』、pp. 221-222。

図1 主要な自流动米助成措置の推移



- (注) 1. 助成措置は、主食用うるち米に係るものである。
 2. 『米と麦』食糧管理制度研究会編、創造書房刊、1991。

り、88年産になると、自主米の経費が上回った。この点では、自主米は政府米の売買逆ザヤの解消とともにかつての目的であった『安上がりな米』とは必ずしも言えなくなった。逆にいえば、財政的にも、自主米が米流通の中心になったともいえよう⁹⁾と言う指摘もされ、このように、自主米は「新たな矛盾」を増大させている。

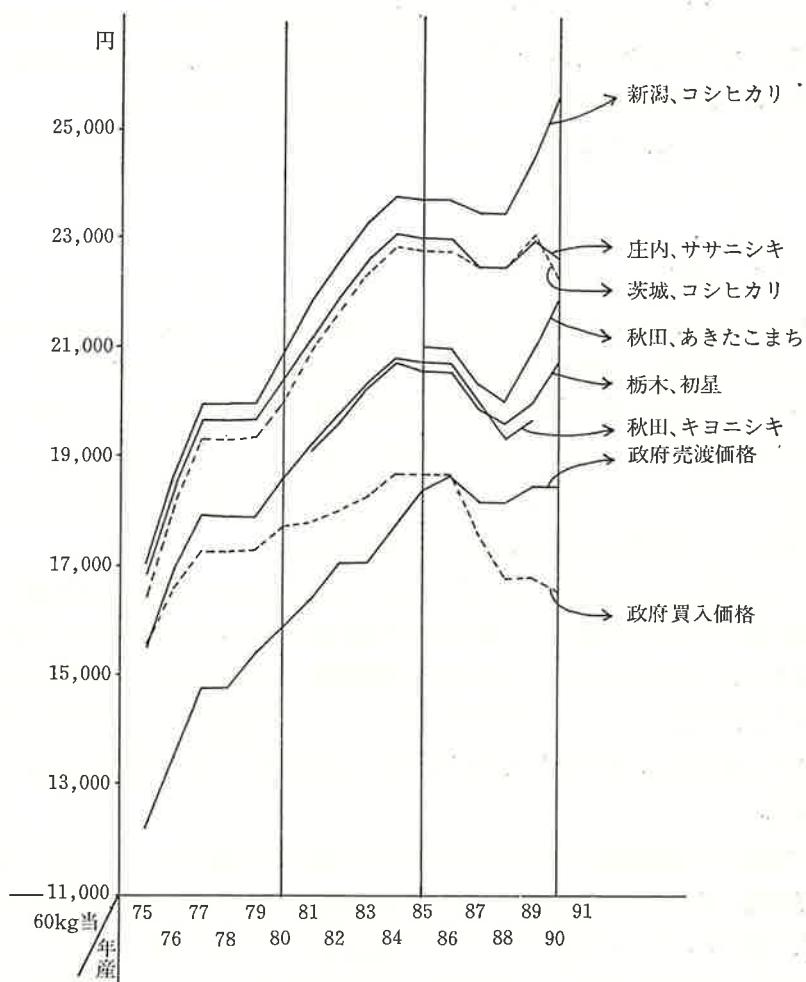
(3) 価格の動き

次に、政府米と主な自主米の価格の動きを表したのが図2である。この図か

9) 吉田、同上、p. 126.

「米市場」による自主流通米の価格形成

図2 自主流通米価格の推移（建値）



資料『わかりやすい米のハンドブック（91年度版）』食品産業新聞社刊より作成。

ら分かるように第一に78年産米から86年まで「第2次過剰米処理」が実施されていたのであり、政府買入価格は83, 84年に2%前後の引き上げがあったものの86年までの9年間は実質的据え置きとなっていた。しかしその間、政府売渡価格は据え置きもあったが、3~4%の値上げを続けていた。そのことが自主

米価格に強い相関関係をもっており、今日，“おいしい米は高い”という銘柄米価格の上昇をもたらしてきたのである。一般的に“自主米価格は政府米価格によって下支えされている”と言われているが、政府買入価格（生産者価格）ではなく、政府売渡価格によって下支えされていることがわかる。

第二にこのような価格変動の傾向を87年以降、つまり買入価格が引き下げられて順次ヤに移行して以降に注目してみると、ここに示した「建値」の動きでわかるように、政府買入価格に連動して、87、88年には比率の差はあるが、ほとんどの銘柄とも一時的に値下がりしたのである（ただし、新潟県産コシヒカリは87年に1.0%安、88年に0%という小幅な値下がりであり、秋田県産あきたこまちは同3.1%安、1.6%安、キヨニシキは同4.1%安、2.8%安）となっている。ところが、88年産の作況指数は東北が85、他に北海道、東北、関東などいずれも平年作を下回り、全国平均指数97となった。89年産も東北と北陸で平年作を下回るという状況になったので、89年の政府売渡価格の上昇（1.5%）に伴って、各銘柄とも再び上昇傾向に復帰した。

第三に図示した15年間についてみても、政府買入価格の実質的な据え置きと売買逆ザヤの時期を通して、銘柄間の格差が拡大してきたことである。例えばAランク（従来の呼称で、90年産から特定銘柄と呼ばれている）の新潟コシヒカリと代表的なBランク米である秋田キヨニシキを比較すると、75年1,500円であった格差が、84～86年3,001円、89年4,800円と一貫して拡大している¹⁰⁾。

第四に「優良銘柄米では価格の上昇幅が大きく低下幅が小さいという『上方弾力的、下方硬直的』であり、そうでない銘柄米では上昇もするがそれより以上に低下するという意味での『上下弾力的』という特徴が指摘¹¹⁾されていた。だから「米市場」が設立された場合、「流通業者によってつくられた価格」形成であり、実際は「神の価格」ではなく「需給均衡価格は『人の価格』である」。そして予想される事態は「一部特定銘柄米を除き、大多数の銘柄米の価

10) 吉田、同上、p. 125. 参照。なお図2も同書 p. 105. 図3-1を参考にして作成した。

「米市場」による自主流通米の価格形成

格は『下方弾力的』となり、価格が低下する可能性が強いことや、「格上げ混米を促進させる危険性があり、生産者価格は低下しても、消費者の購入価格は低下しない可能性も強い』¹²⁾と主張されていた。

2) 課題の限定

このような状況のもとで、90年8月に「自主流通米取引場」(本稿では「米市場」と呼ぶ)が発足するのである。その結果、今日における食管制度の仕組みと「米市場」の位置づけを図に表したのが図3である。いうまでもなく、この仕組みの中には主食用のうるち米、もち米、加工原料・エサ用を含む他用途利用米などがあるが、目下「米市場」で取り扱い対象とされているのは主食用うるち米のみである。そこで89年産について表1と対応させながら、米流通量の概略をみておこう。

まず、89年産米の収穫量は水陸稲合計1,034万トン(「作物統計」による)であった。そのうち、主食用うるち米の集荷実績は政府米164万トン(29%)、自主米399万トン(71%)、合計563万トンである。次にうるち米の流通量を推計してみよう¹³⁾。食糧庁の調査をもとにすれば農家消費等は357.4万トンであり、このうち農家が実際に飯米や種糀などに消費した自家消費量は156.2万トンと推計される。残り201.2万トンが自由米、縁故米、贈答米などさまざまな形態で流通したわけで、その大部分は自由米とみられている。だからうるち米流通量としては、上記の563万トンにこの200万トンが加わり、763万トンとなる。これを構成比で表せば政府米22%、自主米52%、自由米26%となる。このように食管制度の仕組みの中で管理されている流通量は、うるち米では74%であり、自由米の比率が年々高まっている。

ところで、この「米市場」の用語について検討する必要がある。

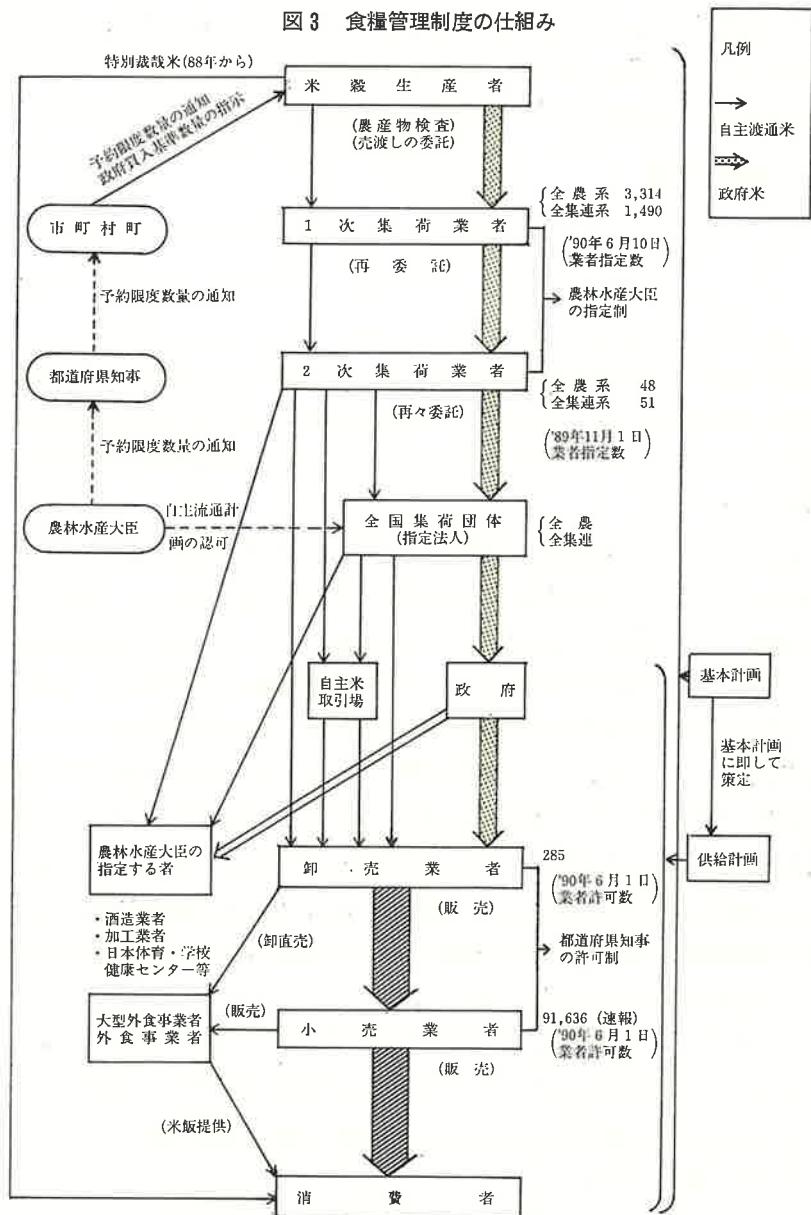
例えば、入札形態を採用したことや、「卸売業者間売買」も、先物取引も行

11) 北出俊昭「『価格形成の場』の設定と米価問題」『農業と経済』1990.7, p. 15.

12) 北出、同上, p. 16.

13) 梶井功「現段階のコメ問題をどうみる」『農業と経済』1991.7. pp. 8-9。ここでは、吉田俊幸氏の推計が基礎になっている(注6, pp. 190-192. 参照)。

図3 食糧管理制度の仕組み



注) 『米と麦』食糧管理制度研究会編, 創造書房刊, 1991。

「米市場」による自主流通米の価格形成

われないことや、さらにこの市場開設にあたって「食管法の自主流通制度の枠の中で市場原理を導入して、需給と品質評価に即した価格形成を図るという、特殊な仕組みなので、モデルはなかった」¹⁴⁾ ということなどにより、例えば戦前の正米市場とも異なるとする見解がある。また『『価格形成の場』について一部には市場とみている論があるが、それとはやや性格をことにして』おり、「量が100万トンと限定されて」いるので、「市場の諸機能を發揮するには、量が多いほど、取引の回数が多いほどよいという原則に反するものである」とし、さらに「その価格水準は本体価格に連動しない限り、限界的なものにならざるを得ない」¹⁵⁾ という見解に見られるように、「米市場」としての機能をもっていないという見方がある。これらの見解では形式的・量的な側面から市場ではないというものである。

ところが、長期・継続的な仕組みや全国的な広域性をもち、基本的な商品交換機能を内包していることは間違いない。「ただ、食管制度という価格・流通に対して国家の規制が行われている制度のなかでの市場ということで性格的に特殊なものがある」¹⁶⁾ という政策的制約を内包した「米市場」である。

そこでこのような考え方や仕組みがいつ頃から提起され、どのような機能が考えられていたのか、将来的にはともかく、現時点においてどのような役割を期待されているのかなどに限定して、本稿で検討することにしたい。

従って、以下のⅡでは「取引場」、あるいは「価格形成の場」の考え方方が提起された報告、提言について紹介しながら、「米市場」の考え方や仕組みなどを検討する。Ⅲにおいて設立された「米市場」の実態、90年産米の価格形成の特徴などについて検討する。そして、Ⅳにおいては、今後の課題について整理することとしたい。

しかし、「米市場」が発足して1年余りしか過ぎていないので、資料も不足

14) 中野和仁「価格形成機構の狙いと内容」、p.37.『入札は米流通を変えるか』農政ジャーナリストの会編、農林統計協会刊、1991。

15) 吉田、前掲書『自由化にゆらぐ米と食管制度』、p. 288.

16) 林 信彰「米市場の問題点と今後の価格形成のあり方」前掲『農業と経済』別冊、p. 48.

しているし、偶然的、一時的な現象の識別ができ難く、「米市場」の実態や役割を検討するうえでは一面的な偏りも避け難いと思われる。今後継続して検証しながら、客觀性を高めていかなければならないものと思われる。

II 「米市場」の準備過程

1) 「米市場」についての諸提言

1942年に食糧管理制度が発足し、今日に至るまで、「食管制度の歴史的役割の基本性格は、常に資本主義の展開局面に対応しつつ資本主義体制の危機回避、危機発現回避として機能してきたことがわかる。そしてその内容には民主的要素をも取り込むことによってこの基本的性格を構築してきた側面もあるが、いまや、それら民主的要素を全面的に否定するとともに、『規制緩和』の国際的路線のなかで、かつての日本の国家独占資本主義を支えてきたその機能そのものを否定する力が強く働いてきていることから、その歴史的役割が大きく転換する時期にさしかかっている」¹⁷⁾。そしてこのような転換は、80年代後半に始まり、「“国際化”路線・圧力はアメリカによる米輸入自由化圧力として具体的に現れ、それが食管制度の存在の根幹を揺るがすことになりかねない様相を呈してきたのである」。従って、「食管制度は、もはや、国内のあれこれの問題とのかかわりという範囲を超えて、また日本の食糧・農業問題という範囲を超えて、国際的な資本主義の構造的再編という、まさに新たな資本主義体制再編そのものと深くかかわり合わざるをえない状況に置かれることになった」¹⁸⁾と分析されている。

60年代以降、食管制度の改革を主張するいくつかの報告とか、提言が相次いで出されていたが、80年代になると米流通の改革、そのなかでもとくに「価格形成の場」に関する提案が現われた。そこで以下の報告に注目して、そのねら

17) 河相、前掲書『自由化にゆらぐ米と食管制度』、pp. 69.

18) 河相、同上、pp. 68-69.

「米市場」による自主流通米の価格形成

いや考え方を検討してみたい¹⁹⁾。

なお、80年8月に「日本経済調査協議会」が「食管制度の抜本的改正」を提言している。その中で新たに「クーポン米制度」および東京と大阪に正米市場の開設を提案しているが、ここでは省略する²⁰⁾。

A) 「国際協調のための経済構造調整研究会 報告書」(前川レポート)(86年4月)

この報告は、当時の中曾根首相の私的諮問機関としてつくられた上記研究会の作成したもので、同首相が日米首脳会議の“手土産”にしたと言われている。

まず、基本的認識として「今や我が国は、従来の経済政策および国民生活のあり方を歴史的に転換させるべき時期を迎えており。かかる転換なくして、我が国の発展はありえない」という考え方方が打ち出されており、さらに「むすび」においても「国民ひとりひとりが、国際社会に対する積極的貢献こそ我が国の発展の前提条件であることを明確に認識し、今後、国民的課題として全力を傾注して取り組んでいくことが不可欠である」というアピールがある。

そして、我が国の目指すべき目標として「経常収支不均衡を国際的に調和的とれるよう着実に縮小させることを中長期的な国民的政策目標」に設定し「国際協調型経済構造への変換を図ること」を掲げて、そのために「市場原理を基本とする施策を行う」よう提案している。そして多岐にわたる提言をしているが、その中で「国際的に調和的とれた産業構造への転換」が必要な部門として、石炭鉱業と農業を取り上げている。

19) 松島正博氏は、「自主流通米価格形成の場について」、『農業協同組合』、1991.6において、米穀管理研究会—日経調—経団連—米流通研究会—農政審などの報告・提言を検討して「現物市場（正米市場）の創設提案は、つねに（価格支持の部分化・間接化という）米の管理方式の変更論と結びついていた」と指摘している。しかしその変更論の必然性、方向性についての論述が見あたらない。

20) 「日経調提言」については食糧政策研究会第二次提案で整理、批判がされている。『日本の食糧と食管制度』同研究会編、日本経済評論社刊、1987、pp. 335-341. 参照。

とりわけ農業については「国際化時代にふさわしい農業政策の推進」のために「その将来展望を明確にし、その実現に向けて徹底した構造改善を図ること」を強調し、とくに「今後育成すべき担い手に焦点をあてて施策の集中・重点化を図るとともに、価格政策についても、市場メカニズムを一層活用し、構造政策の推進を積極的に促進・助長する」よう提言している。さらに重要な提言は「基幹的な農産物を除いて、内外価格差の著しい品目（農産加工品を含む）については、着実に輸入の拡大を図り、内外価格差の縮小と農業の合理化・効率化に努めるべき」であり、それのみならず「輸入制限品目については国内市場の一層の開放に向けて市場アクセスの改善に努める」ように強調している。

この報告は、農業について過去30年余にわたり自由化が進められて、わずかに残されていたにすぎない農産物の輸入制限品目（主なものは米、牛肉、オレンジ）さえも全面的に自由化するよう要求したのである。

ここでは政治的な配慮から「基幹的な農産物を除く」とこととされ、価格差の基準やその縮小目標も明示されていないが、「基幹的」な品目の「範囲は具体的に示されず、輸入領域の拡大、国内生産の縮小・後退の歯止めはなんらかけられておらず、そこで意図されているものが際限のない輸入拡大であり、国内の農業生産の撤退であることは明らかである」²¹⁾。

しかし、輸入制限品目の中で内外価格差の著しい品目の一つに米も該当するわけで、そういう意味から、米の自由化が国際的に“公約”されたのである。

さらにこの報告書に前後して発表された、「市場開放のための行動計画」85.7、「東京サミットの『経済宣言』86.5、臨時行革審の『最終答申』86.6などと総合して考えると、この報告は「日本独占資本が作りだした膨大な貿易黒字による国際経済摩擦（とりわけ日米間）のツケの日本農業への押しつけであり、農産物輸入自由化を農政の基調として自由化に耐えうる農家だけを残すという食糧自給放棄、日本農業陶汰の路線」²²⁾が政財界によって着々と敷設され

21) 井野隆一 「『80年代農政』の帰結と農民の前途」、『経済』、新日本出版社刊、1986.6, p. 55.

22) 横川英法 「『前川リポート』路線下の日本農政と農業」、同上、1989.11, p. 66.

つつあったのである。

B) 経済団体連合会「米をめぐる問題についての提言」(87年1月)

この提言は前述の前川レポートを基礎にして米管理政策に関わる、いわば各論として位置づけられよう。そして、農政審議会第一小委員会が後に紹介する報告の検討を開始する直前の同年1月27日に発表されたものであり、両者はいくつかの共通点を持っているという特徴がある。

この提言の目的として「はじめに」において、「国際的な動きもあり、これまでの米を中心としたわが国農業の先行きに対する関心が高まっている。そこで、国民の主食としての米をめぐる問題について、中長期的視点に立って今後のあり方を幅広く検討」することとされている。そして、I. 米問題の今日的意義、II. 米をめぐる現状、III. 米をめぐる政策課題——農政の規制緩和——という三部構成になっている。

ここではIIIの政策課題のうち、まず「改革の基本方向」を見ておこう。つまり「日本が国際社会の中で大きく成長し、各国との協調の下に自由貿易体制をリードする立場に置かれている以上、今後のアプローチは稻作を中心とした、国内農業の改革を進め、中長期的には国際化時代にふさわしい、新しい日本型農業の実現を追求していくべきであろう」。そしてその方向として「生産物を少なくとも輸入価格水準程度で販売しても、二次・三次産業と同水準の所得の得られる農業を目指すべきである」と大胆な方向づけがなされている。

そのうえで「食管制度のあり方」としては次のように提言している。

中長期的には、「意欲的な農家を伸ばすための規制緩和と構造政策の推進、消費者・実需者ニーズの充足、段階的かつ計画的改革の実施、国際化への対応など」を基本方向とし、第I期は「現行制度の枠内で自主流通米の一層の拡大を図り、米の生産・流通に競争原理を導入」し、第II期は「自主流通米を政府管理米から外し、流通ができるだけ自由にすることにより段階的に部分管理へ移行し、それと並行して稻作の構造改革を推進する」というものであり、その期間は「長くともI、II期を合わせて5年以内を目標」にすることを提案し

ている。

そして各期の目標は次の通りである。

第Ⅰ期（部分管理への移行準備期間）

- ① 政府管理米のうち、政府米の買上げ量を減らし、その比率を3割程度まで漸減する。
- ② 米流通に競争原理を大幅に導入する。将来、流通を全面自由化することを目標に、当面集荷・販売の規制緩和を推進する。
- ③ 生産者価格は一定規模以上の農家の生産費をベースに段階的に引下げ、政府米の売買逆ザヤは解消する。自主流通米については公正な取引機関を設け、取引価格・数量の決定を弾力化する。また自主流通米への助成を縮減する。
- ④ 生産調整は継続するが、一定規模以上の農家や規模拡大を目指す農家は極力免除する。

第Ⅱ期（より自由流通に近い、部分管理の実現）

- ① 政府米の買上げ量は需給コントロール、回転備蓄に必要な一定量にとどめる。
- ② 自主流通米を政府管理米から外し、合理的な価格形成のため、米の取引市場が整備され、一定の資格要件を満たした集荷、卸業者の責任ある活動を通じ、数量および価格の両面で安定供給を実現する。
- ③ 中核農家が稲作の主体となり、生産者の自己責任による自主的な減反、転作を定着する。

続いて「米の輸入問題」が取り上げられており、前述の「改革の基本方向」を再度確認するとともにさらに敷延している。「日本は各国との協調の下で自由貿易体制をリードする立場に置かれている以上、米の輸入自由化はありえない」という前提で、国内の稲作を維持し続けることは次第に難しい状況になりつつある。それゆえ稲作のコストダウンにより国際価格との格差縮小に努め、国際化への対応を準備すべき」である。

そして、「具体的には、特に工業原料用の米については輸入を認めるべきで

「米市場」による自主流通米の価格形成

ある」し、また「飯米用の米については、食管制度の改革期間中は国家管理貿易の形態を維持せざるをえないとしても、部分管理に伴う市場介入に必要な米が不足する場合や米需要の多様化に対応する上で必要な場合、輸入を行うという弾力的な対応が必要である」と提言している。

このようにこの提言は明らかに前川レポートの基本線上にあり、さらにこの第Ⅰ期の考え方は、2年後に農政審議会報告の骨格を形成するのであり、いくつもの共通点がある（不思議なことに、後者には第2期以降の「目標」は全く現れていない）。その一つが、大幅な競争原理の導入を大原則として、「公正な取引機関」により価格・数量を決定する考え方である。第Ⅰ期にその機関を設置し、第Ⅱ期の終わる5年以内に「取引市場」を整備し、部分管理に移行するものと、極めて具体的に提言されている。

C) 米流通研究会報告書（87年11月）

この報告書が作成されるに至った経過は次のように述べられている。すなわち86年の農政審議会報告「21世紀へ向けての農政の基本方向」は食糧管理制度に関し改善を図るべき事項として5点を指摘したが、そのうち「自主流通米に比重を置いた米流通の実現」と「流通体制への競争条件の導入」という2つの改善課題については「生産、流通、消費と関係する範囲が広く、関係者、専門家などの意見を十分踏まえて改善を行う必要があることから」、食糧庁に上記研究会が設置された。この中で、米流通システムの変革の必要性を強調し、とりわけ自主流通米の拡大の方策と、流通体制の規制緩和による競争条件の導入のあり方などについて、そのための具体策を提案した。ここで検討の対象とするのは、次節で見る農政審報告とのつながりを示す提案、つまり第2章「自主流通米の拡大」に限定したい。

すなわち第一は自主流通米に比重を置いた米流通の必要性を強調して、「米の需給と価格の安定を図るという食糧管理制度の基本を維持しつつ、民間流通の長所を活かし得る自主流通米の拡大により、米流通全体を活性化すること」を期待している。

第二として、自主流通米制度運営の弾力化を図るために次のような方策を提起した。すでに86年産米から年間流通量の約8割を「基礎的流通部分として予め契約することにより自主流通米の安定的な流通を図る」とともに、これ以外の部分、約2割については「需給事情に応じ、市場実勢を反映した取引が実施されるよう入札によって数量と価格が同時に設定される仕組み」となっていた。しかしそれ以上に「今後、市場実勢、需給事情がより的確に反映され、自主流通米の円滑な取引が推進されるよう、現行制度の下で取引関係者による取引の指標が弾力的に形成されるような場の設定など新たな数量および価格の設定方式について検討」することを求めた。なお具体策の一つとして「卸売業者と二次集荷業者との直接取引の途を開くこと」も主張している。

このように経団連による第Ⅰ期「公正な取引機関」、第Ⅱ期「市場取引」の設置の提言と共に、『取引の指標が形成されるような場』の仕組みが食糧庁内部からも提案されるようになってきた。

第三に「自主流通米の着実な拡大に資するため、当事者間の自主流通米拡大努力のメドとともに、国においても各年の基本計画を定める際の一つのよりどころとするため』拡大目標を設定することが提起され、その目標として「3年ないし5年後に主食用うるち米に占める自主流通米の比率をおおむね6割程度とすること」が提案されている。

このように基本的にはさきに紹介した経団連の『提言』と同じであり、同時に農政審報告の基本的な枠組みもこれらと一致しているのである。

2) 農政審報告「今後の米政策及び米管理の方向」について(89年6月)

上記の農政審議会報告は、86年11月の同審議会報告「21世紀へ向けての農政の基本方向」において食管制度の当面の改善方向を示すとともに、「現行の米管理方式の基本的枠組みについては、今後中長期的に更に検討を深めるべき問題である」と提言したのを受けた形で、87年2月に企画部会第一小委員会を発足させ、検討を開始して以来2年余の後、89年5月11日に同小委員会、同企画部会で了承され、6月16日同審議会において報告・了承されたものである。

「米市場」による自主流通米の価格形成

この報告は中長期的な食管制度のあり方として、部分管理論を提起して政府の管理責任を大幅に緩和しながら、米についての生産・流通対策と構造政策および管理システムについての提言を行っているが、さきに述べた3つの報告・提言の基本的な枠組みの中に含まれていることが特徴である。

(1) この報告の序言で流通制度に関して「米の需給動向や品質評価が価格に的確に反映されず、流通面が硬直的なこともあり、多様な需要に対応した供給が円滑に行われず、不正規流通発生の一因ともなっている」と言う現状認識をもち、基本的な考え方として「今後の米管理においては、需給動向や市場評価を価格に的確に反映することとし、市場原理がより活かされる仕組みとしていく必要がある」ので、「米流通は民間流通を主体とし」、「より流通を活性化するとともに」、「弾力的な価格形成を促す必要が」あり、従って政府米について「買入れ数量に一定の限度を設定する」必要があると言う考え方を提起している。

しかるに、不正規流通に代表されるような米流通混乱の原因についての現状認識は事実に即したものと言い難い。このような観点からの異論もある。例えば「基本的には、財政的配慮のみを優先した逆ザヤ解消路線の下で、二重価格の原則が踏みにじられたことが」背景になっており、加えて「政府の需給調整責任放棄の動きの中で、『自主調整保管』の強行や政府米の押し売りが拍車をかけ」、また「『流通改善』の名の下に進められている規制緩和措置が、加速している」²³⁾ という見解などである。

(2) 改善の方向として、

① 自主流通米について「流通規制を緩和するとともに」、「需給動向や品質評価を価格に的確に反映させるための価格形成の場を設定する」ことを提起した。この「価格形成の場」については、「一定の資格を有する集荷業者と卸売業者等との間の価格形成を図る機能と、流通業者間の過不足を調整する機能を果たすもの」と抽象的な二種類の性格規定にとどめており、

23) 福島裕之「食管制度解体への公然たるプログラム」、『あすの農村』、1989.7、pp. 108-109.

今後「そのあり方について速やかに検討を行う」よう求めていた²⁴⁾。その結果、後述のように同年9月「検討会」が設置されることになった。この提案は新しく「米市場」による価格形成を提案したもので、二重価格制と政府による価格決定という食管制度の原則を形骸化するものであり、食管制度の成立以来47年間において一つの画期をなす改革案である。しかし、この「米市場」は戦前の実態に鑑み、さらに農産物の流通問題の特殊性から、「米流通の主体」である自主流通米についても「作況変動や投機的行為による価格の乱高下を防止する必要がある」と指摘しながら、防止するための手段としては、「流通業者の特定などの最小限の流通規制」や「計画的販売と在庫形成を誘導」するというような間接的、形式的な方法だけであり、国民の主食を安定的に確保しなければならない政府の管理責任は大幅に後退させられている。

- ② ところで政府米は、「作況変動に見合う程度の最小限」の買入れとし、「当面、主食用の流通量の4割程度を目途」にすると言うものであるが、当時の88米穀年度における政府管理米の中で政府米比率は46%（300万トン弱）に減少しており²⁵⁾、今後も「見直しを行う」というように減少傾向を放任するだけの姿勢である。しかしながらこの考え方の源をたどれば、前節の経団連「米をめぐる問題についての提言」においては「3割」が提案され、米流通研究会においては「4割」、さらに経済同友会の「コメ改革の目標と方策」（88年9月）においては100万トン目標が提案されたことなどを踏襲している点に特徴がある。しかも「過去二度にわたり過剰処理を余儀なくされた経緯などを踏まえ」て、「過剰時においても一定量以上の政府買い入れは行わないことにより、作柄の変動などが直ちに政府在庫に反映し過剰の累積を招かないよう」にと、過剰時の買入れ、在庫による需給調整などを制限するとともにその財政負担の増大を強く戒めている。

24) 今回の報告の中で「速やかに」と言っているのはここの「米市場」の提案の箇所だけである。中野、前掲書『入札は米流通を変えるか』、p. 19.

25) 主食用うるち米の供給ベースで、政府管理米646万トンのうち、政府米297万トン、自主米349万トンである——助自米機構資料による。

「米市場」による自主流通米の価格形成

- ③ また、政府買入価格については「生産性の高い稲作の担い手層に焦点を置き、生産性の向上とコスト低減を価格に的確に反映」させて値下げを進め、「需給調整機能を強化する」というように、前川レポートや経団連提言と瓜ふたつである。政府売渡価格については「民間流通における需給動向と市場評価を的確に反映」させるとともに「消費者負担を適正化」するので、実際には流通コストが消費者に転嫁されて値上がりすることになる。さらにこのような「売却面での市場評価など」は、翌年の買入価格に反映させ「品質格差の拡大などを行う」ことも提言しており、今日の「過剰基調」のもとではより一層の値下げが進行する。つまり政府が定めるべき二重価格の原則は“再生産を確保する”べき生産者価格と“家計を安定せしむる”べき消費者価格のことであるが、「米市場」によって分断され、産地間競争と価格の不安定化は歯止めを失ってしまうことになる。
- ④ さらに、生産調整と価格政策のかかわりについては「需給調整を市場原理のみに委ねれば価格の大幅な低落・変動をもたらすおそれがある」ので生産調整を続けるが、今後は「生産者・生産者団体が組織的対応を強化し、主体的に取組んでいくことを基本」とし、その実施にあたっては「政府の策定する需給計画の下に、行政の支援を得つつ、生産調整計画の作成及び実行、自主的な在庫管理などを行う」ことを提案している。しかしながら「米市場」による価格形成や、流通の規制緩和を進めながら、生産調整については農民と農協にその責任を転嫁している。年間を通じて絶えず変動することとなる価格や需給動向に影響されて、産地間の分断と競争を促進させることにならざるをえないし、“生産制限”は十分な成果をあげられなくなるだろう。
- ⑤ 今回の報告は、部分管理や「米市場」などの表現は参議院選挙を目前にしていたので政治的配慮から用いていないが、食糧管理制度の変質（解体方向）＝政府の管理責任放棄と米の流通の全面的な自由化、さらには輸入自由化に向かって重大な改革を提案したものといえる。

このような観点から食糧政策研究会第六次提案は「財界・政府・自民党が、

米に関する国の管理責任を基本的に外し、『民間流通』主体の米流通を実現するという食管の部分管理化・米流通自由化への決定的な踏み切りに合意し、農協系統をもこの合意の枠内にとり込むとともに、米輸入の前提条件の整備に入った」ものであり、かつ、今回の報告は「これらの当面の具体策」にはかならないと指摘している²⁶⁾。そして全面的な批判を展開し、そのうえで、米と食管制度について重層的・多面的な提案がされている。ちなみに、そのなかの当面の改善方向の1つとして「食管制度を『主穀の民主的新しい公的管理制度』として改善・充実していく」という提案があり、そのうちの1つに本稿に関連したものとして、「米管理に市場原理を導入する『現物取引市場』の設置に反対し、二重価格制の原則を回復するよう提案している²⁷⁾。

3) 「自主流通米の価格形成の場」検討会報告(90年4月)

前節の農政審議会報告「今後の米政策および米管理方向」(89年)では、米管理の改善について次のように提言している。

とくに自主流通米について、今後「米流通の主体」になるとしたうえで、「民間流通の良さを一層活かし得るよう、需給動向や品質評価を価格に的確に反映させるための価格形成の場を設定する。価格形成の場は、一定の資格を有する集荷業者と卸売業者などの間の価格形成を図る機能と、流通業者間の過不足を調整する機能を果たすものとし、そのあり方について速やかに検討を行う」としている。この提言を受けて、89年9月に食糧庁長官の私的諮問機関として、「自主流通米の価格形成の場」検討会が設置され、翌年4月にこの報告が取りまとめられ、「米市場」についての概要が示されることとなった。主な内容をそのまま引用しながら紹介し、その後で問題点について検討を加えることとしたい。

(I) 現行の自主流通米取引とその問題点

報告では、自主流通米制度が発足して20年を経過し、その間各種奨励措置も

26) 食糧政策研究会「食管制度の改善・充実に関する第六次提案」, 89.7, p. 7.

27) 同上, p. 22.

「米市場」による自主流通米の価格形成

とられたこと、とくに国民の食味の良い米への志向や各産地における良質米作りへの取り組みなどにより拡大し、89年産米の集荷では主食用うるち米の約7割を占めるに至っているが、自主流通協議会による値決め方法に次のような4つの問題点があると指摘している。

- ① 値決め過程が一般にわかりにくく透明性にかける。
- ② 需給動向や品質評価の反映が十分なされているとはいえない。また、建値が通年固定的で弾力性にかける。
- ③ 値決めに際し、買い手の数は複数化されているが、売り手は限定されているため、適正な価格形成が行われにくく、公平性にかけるきらいがある。
- ④ 入札については、対象銘柄や数量が不十分なこともあります品質評価などが価格に必ずしも的確には反映されていない。また、入札取引結果の相対取引への反映が期待どおりには行われていない。

従って、より市場原理を活かし民間流通の良さを十分に發揮していくためには、新しい考え方による価格形成の仕組みをつくることが必要であると提案している。

(II) 価格形成の場についての基本的な考え方

ア) 価格形成の場のねらい

- ① 生産者に自ら生産した米の評価が明確になることにより、需要に対応した生産が誘導される。
- ② 流通関係においては、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価を反映した価格が明らかになることを通じ、仕入れ面の選択の拡大、多様化がなされるなどにより流通の活性化に資する。
- ③ 消費者には産地品種銘柄ごとの品質評価と価格などの情報が提供され、適切な選択が可能となる。

イ) その機能

- ① 産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価を的確に反映した価格の形成を図る。

② 取引の指標となる価格を明らかにする。

ウ) 基本的な留意事項

① 透明性の確保のために、決定された価格、数量、銘柄などを速やかに公表する仕組みをつくるとともに、運営主体は公開性を高める必要がある。

② 公平性の確保のために、食糧庁の指導・監督の下で公正・中立な第三者機関（例えば公益法人）が価格形成の場の管理・運営を行い、売り手と買い手の対等な取引関係をつくる。

③ 流通の円滑化をはかるために適切な取引頻度に配慮し、銘柄・等級の見直しや産地銘柄の地域細分化を行う。

(III) 価格形成の場の具体的仕組み

① 取引参加者には、売り手と買い手の対等な取引関係をつくるとの観点から、売り手としては産地品種銘柄がおおむね都道府県単位となっているので原則として都道府県区域の米を集荷している二次集荷業者とする。指定法人については条件付で参加できる。

買い手としては原則として卸売業者とする。卸売業者から委託を受けた上部団体（全糧連、全米商連）なども条件付で参加できる。

なお、一次集荷業者や大口小売業者や外食事業者の参加も検討する。

② 取引数量は多いことが望ましいが、当面、100万トン程度とする。

③ 過度の値動きを防止するため変動幅として当面、上下5～10%程度が望ましい。

④ 取引方法については、当面、基本的には入札方式とし、定期的に相当な回数（例えば月1回程度）とする。

(IV) 運営に関する事項

① 米の生産、流通、消費の全般にわたる情報を公表する。

② 価格形成の場以外の取引については相対取引となるが、形成された価格を反映した取引が行われるように、食糧庁は新たなルールと仕組みを考えるべきである。

「米市場」による自主流通米の価格形成

(V) 実施時期は、緊急な課題であるので、90年産米からとすべきである。

以上が報告の内容であるが、この報告には検討するべき問題点が数多くある。

第一に自主流通協議会による価格決定方法（いわゆる建値交渉方式）について言及しておく必要がある。

この協議会は、69年に自主流通米制度が発足したのに伴って成立したものであり、指定法人（全国集荷団体：全国農業協同組合連合会と全国主食集荷協同組合連合会の2団体）と、指定実需者団体（卸売業者、加工業者の上部団体など15団体）によって構成され、主食用うるち米、酒米、もち米部会をもち、各種別の価格決定や、自主流通米に関する全般的な需給調整などを行う横断的な協議機関の役割を担い、食管法施行規則に基づいた「基本通達」や「米穀の自主流通実施要領」に則り、食糧庁の指導・監督の下に運営されてきたのである。しかし、取引にあたっては売り手が2団体しかないので、買い手は上記15団体以外に、卸売業者を営む285業者という実態であり、価格交渉における「公平性に欠ける」と指摘されている。

その価格決定方法は、従来原則として年1回出来秋の交渉で建値が決まり、過去の取引実績に基づき相対取引が行われていた。86年産米からは、年間流通量の80%相当は従来どおり基礎的流通部分（通常取引）として相対取引を行い、約20%は変動的流通部分（入札取引）として、市場原理を導入する考え方により新しく入札によって数量、価格が決定されることになった。しかし、86～88年産は通常・入札取引とも原則として各1回で、入札の価格幅は±5%の制限があり、その取引量は5～15万トンであった。89年産より通常・入札取引とも時期をずらして各2回、数量は20万トン余、価格幅も±10%の範囲内に広げて実施された²⁸⁾。このような改善ではまだ「彈力性にかける」と指摘されたのである。しかし、このような「建値方式」は「1年1作」が一般的なわが国の米作りの実態を反映し、また、再生産を保障することをひとつの柱とする食管法

28) 『わかりやすい米のハンドブック』、平成元年～91年度版、食品産業新聞社刊；吉田、前掲書『自由化にゆらぐ米と食管制度』、pp. 203-206. 参照。

の理念から考えても、一定の合理的根拠をもっていたのである。

第二に、価格形成の場の考え方についてである。前節の農政審報告では2つの機能を提案していた。つまり「売り手と買い手の間の価格形成をはかる機能」と「流通業者間の過不足を調整する機能」であった。しかしこの検討会報告では、後者については具体化されていない²⁹⁾。前者の価格形成のみに限定しているのは、卸売業者間の「ころがし取引」による価格操作を防止するねらいも考えられるが、併せて供給については目下の「過剰状態」が続くか、もしくは供給の代替可能性（在庫が制限されてきているので、「1年1作」の、米作りの実態から考えれば輸入しかない）が相当高いという供給見込みを前提にしていると考えられる。

しかも政府米は買入価格を引き下げて逆ザヤが解消され、買入制限をする一方で、自主流通米を無制限に拡大する政策が進められている状況の下で、「米市場」を開設して入札販売を増大させ、米価を決めるのであるから、食管法に規定されている生産者米価の考え方や、米価審議会の役割も形骸化されることとなる。

さらに「米市場」の立会い毎に変動する価格が反映して、「生産の誘導」が進められる過程で産地間競争が激化することになるのは必至であり、生産基盤の脆弱化は避けられなくなる。かくして、国内生産が減退し、米輸入に途を開かざるをえなくなる恐れが大きい。

第三に、開設者と取引参加者についてみておく必要がある。売り手として、今まで「全農が95%のシェアを占めており、独占状態となっているので、不公平、不透明であると決めつけて」、入札の場の管理・運営を新たな第三者機関に委ね、また原則として「売り手は、同じ理由で全農を排除し、経済連の直接販売」に変更するように提案している。しかしながら、そもそも「系統農協の米取扱いは、個々の生産者からの委託を受けて取扱っているものであり、全農が95%の米を買い占めて、独占的に売っているのではない」。従って、米につ

29) 中野、前掲書『入札は米流通を変えるか』、p. 23；松島、前掲『農業協同組合』91.6、p. 17. 参照。

「米市場」による自主流通米の価格形成

いて「生産者の委託を受けて共同販売事業を展開している協同組合活動そのものを」否定するものである³⁰⁾などと、系統農協側からは強い反論が出されていた。

第四に、実施に至る期間と手順の問題である。

農政審議会報告が89年6月に発表されて、3ヵ月後にはこの検討会が発足している。そして7ヵ月で報告をまとめ、4ヵ月後の8月には自主流通米価格形成機構が設立され、10月末に第1回目の入札が行われたのである。上述したように、米管理の理念を根本的に転換する重大な改革が、政府関係機関や諮問機関で検討しただけで、かくも短期間に実施されたのである。しかしながら、前述したように基本的な枠組みは3年以上前に財界から提言されていたことを考えれば、この期間は最終的な調整期間であったと言うべきであろう。

III 90年産米の価格形成の実態

1) 「自主流通米価格形成機構」の設立

90年8月30日、財団法人「自主流通米価格形成機構」（略称、自主米機構）が設立された。

- ① 上記機構発行の「概要」によれば、その目的は「自主流通米について、入札その他の方法によって適正な価格形成を図ることにより、産地品種銘柄ごとの需給動向および品質評価の価格への的確な反映を実現し、需要に対応した生産の誘導、流通の活性化および消費者の適切な選択に資すること」とされている。
- ② 業務の内容としては、(1)自主米の価格形成施設の開設および運営。(2)米穀の生産、流通および消費に関する情報の収集、整理および提供、である。
- ③ この組織は「公正・中立の第三者機関」ということで、理事会と運営委

30) 高野 博「自主流通米の価格形成の場検討会の議論とわれわれの主張」、『農業協同組合』、1990.5、p. 33.

員会を設けた独立の財団法人であるが、基本財産10億円は専門全国米穀協会からの寄付金により、運営経費（90年度 9.2 億円）は国庫助成となっている。また役員は農林大臣の承認を受けて決定された。だから「売り手、買い手から全く手数料を取らないので、民間団体としてやるもの、実質は国営と言える」し、そういう意味で「準国営機関」とも言われている³¹⁾。

④ 入札の仕組みについては、主な点は次のとおりである。

ア) 入札取引は、東京（東京本部）と大阪（大阪事務所）の各取引場において行い、原則として毎月 1 回実施する。ただし90年産は各々 4 回実施する。

イ) 売り手としては二次集荷業者および指定法人（全農・全集連）が登録できる（90年度、33業者）。なお、指定法人の販売数量のシェアはそれぞれの系統毎に25%に限定される。買い手としては卸売業者および卸売業者が組織する都道府県団体が登録できる（230業者）。なお、登録業者は売り手、買い手とも上部団体に上場・入札を委任でき、また東京と大阪のいずれにも参加できる。

ウ) 年間の入札販売数量は、県内流通比率が90%以上の銘柄を除いて前年産の自主流通米としての集荷数量が、二次集荷業者単位でみて 1 万トン以上のすべての産地品種銘柄につき、前年産集荷数量の20%以上（90年産は20%）とし、東京と大阪に地域別流通実績に応じて振り分ける。

エ) 値幅制限は、取引指標価格（直前回の落札価格を落札数量により加重平均した価格）の±5%以内で、かつ年間を通じて、基準価格の±10%の範囲内とする（ただし90年産の年間値幅制限は ±7%）。なお基準価格は東京、大阪別に前年産の取引指標価格を落札数量により加重平均し、さらに需給事情を考慮して運営委員会で定めるもので、年間一定である。

なお、生産者に対する配慮として90年産については、いわゆる「指値」の制度、つまり生産者の手取金額が政府米買入価格と同等となる水準を

31) 中野、前掲書『入札は米流通を変えるか』、pp. 26, 34.

「米市場」による自主流通米の価格形成

最低落札希望価格として申出ることができる。

オ) 買い手の申込限度数量は前年産買受実績に応じて決定される。

⑤ 取引場を経由しない自主米取引については、次のように扱われる。

ちなみに、主食用自主米の流通量は表1に示したように、90年産米は約390万トンであるが、「米市場」に上場されたのが55.4万トンで、流通量の14%である。今後“上場目標”的100万トンに近づいても、取引場を経由しない膨大な量の自主米が存在する。それらの場外取引米についての仕組みの検討は、前述の検討会報告にも課題として提起されていたものである。

ア) 食管法施行規則に基づいた「米穀の自主流通実施要領」などの一部改正により、「取引場内に形成された産地品種銘柄毎の取引指標価格を基準として相対による個別交渉により価格を決定し、取引をする仕組み」が設けられた。

イ) 取引当事者としては従来、全農が主たる売り手であったが、県内販売は原則として二次集荷業者が売り手となり、買い手は卸売業者となる。量的にはこれが自主米の約1/3を占めると言われている。県外販売については売り手は二次集荷業者または指定法人となり、買い手は県内販売を行う卸売業者と同じである。

ウ) 取引価格は価格形成の場で形成された取引指標価格を基準として売買当事者の相対取引によって決められるのである。

エ) 取引数量も基本的には相対取引によって決められる。しかし、経過措置として90年産の自主流通の売買数量の少なくとも6割に相当する数量については、売買実績を尊重して取引を行うこととされた³²⁾。

32) 高野勝一「(解説) 平成2年産米から実施される自主流通米価格形成の場における入札取引の仕組みの概要等」、『食糧管理月報』、財瑞穂協会刊、第42巻12号参照。

2) 入札結果の概要（第1～4回）

(1) 概況

90年産米の入札について概要を見ておこう。

表2は売り手別にみた年間販売数量と銘柄数である。当初予定とは若干の変更があったが産地銘柄別には55（東京32、大阪43；その内共通銘柄20）であり、55.4万トン（東京34.9万トン、大阪20.5万トン）上場され、売り手別には98%まで全農系による上場であった。また「指定法人の販売数量のシェア25%」の制限は東京で、全農に適用された。

(2) 上場と落札数量

表3では入札取引の実施期日と上場銘柄数、および上場された55.4万トンのうち落札された数量と落札率を概括的に表示している。とくに年間4回の合計落札率は東京で89%，大阪で97%となった。第1回は東京、大阪ともに「御祝儀相場」で予想より高い価格の銘柄が出現する一方、12銘柄、約30%の売れ残り=落札残量を出すなど明暗を分けた。

さらに表4によって従来の呼称であるA、Bランク別に比較して見よう。Aランク米（本年の上場銘柄ではササニシキ、コシヒカリ、ハツシモ、越路早生）の落札率は第1回東京で58%と最低であり、第2回東京、第1回大阪で88%に持ち直した。それでも第3、4回とも東京は大阪より落札率が低かった。またBランク米（上記4銘柄以外のすべて）は第1回大阪で95%であった以外は、毎回99%以上であった。その結果Aランク米の合計落札率は89%（東京のみでは84%）であるのに対して、Bランク米は99%であった。

つまり、ここに示した不落札銘柄の発生と次に述べる価格変動の両面からみると、新潟コシヒカリが突出して有利性をもったことを含めて従来のAランク米偏重政策（既に触れたような自主米の中での選別・助成措置など）の矛盾の現れである。このことは生産者にとっては所得確保のためにAランク米生産に傾斜せざるを得なかったので“過剰傾向”が進んでいたのであり、価格下落の影響は深刻である。それと同時に、外食産業などを中心とした業務用の“低価

「米市場」による自主流通米の価格形成

表2 90年産米の年間入札販売数量（第1回～第4回合計）

売り手	年間入札 販売数量	産地品種 銘柄数	東京・大阪別入札販売数量					
			東京		大阪			
			銘柄数	数量 シェア	銘柄数	数量 シェア		
シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア
経済連 (委託)	14 千トン 416	% 76.8	31	% 56.4	22	% 68.8	千トン 255	% 75.0
全農	14 126	23.2	24	43.6	10	31.2	85	25.0
全農系	28 542	100.0	55	100.0	32	100.0	340	100.0
県組合 (委託)	4 1 5	10 16.7 100.0	4 1 5	80.0 20.0 100.0	4 1 5	80.0 20.0 100.0	8 1 9	88.9 11.1 100.0
全集連 全集連系							1 1 2	50.0 50.0 100.0
計	33 554	—	—	—	—	—	349 のべ43	— 205

(注) 1. 全農系東京・大阪共通銘柄数20, 全集連系東京・大阪共通銘柄数2。

2. 資料 個自主米機構

表3 90年産米の上場銘柄数, 上場数量

		実施期日	銘柄数	上場数量 (千トン)	落札数量 (千トン)	落札率 (%)
第1回	東京 大阪	90年10月31日	32	87	62	71
		〃 11月 7日	41	55	50	91
第2回	東京 大阪	91年 1月10日	32	87	80	92
		〃 17日	40	50	50	99
第3回	東京 大阪	91年 3月 1日	32	88	84	96
		〃 8日	39	52	51	99
第4回	東京 大阪	91年 4月25日	32	87	85	98
		〃 5月 8日	39	47	47	99
計	東京 大阪		32 のべ43	349 205	310 198	89 97

資料 『食糧管理月報』91年8月号。

表4 90年産米の入札数量と落札率

(単位:トン, %)

		入札数量				
		第1回	2	3	4	計
東京	Aランク	60,168	59,605	60,335	59,417	239,525
	Bランク	27,150	27,150	27,172	27,131	108,603
	計	87,318	86,755	87,507	86,548	348,128
大阪	Aランク	34,095	30,595	35,295	31,374	131,359
	Bランク	21,092	19,692	16,387	15,909	73,080
	計	55,187	50,287	51,682	47,283	204,439
合計		142,505	137,042	139,189	133,831	552,567
		落札率				
		第1回	2	3	4	計
東京	Aランク	57.8	88.4	94.3	96.9	84.3
	Bランク	99.2	99.9	100.0	100.0	99.7
	計	70.7	92.0	96.1	97.9	89.1
大阪	Aランク	88.6	99.1	99.4	97.8	96.1
	Bランク	95.0	98.8	99.5	100.0	98.1
	計	91.0	99.0	99.4	98.6	96.8
合計		78.6	94.5	97.3	98.1	92.0

資料 取扱自主米機構

格米”に対する需要が強くあるにも拘らず、安い政府米が供給不足であることの反映である。

続いて、産地銘柄別に入札毎の落札数量と同時に不落札銘柄の残量を次の表5に示している。東京の方が銘柄数、比率ともかなり多く、第1回12銘柄（落札残量の比率29%）、2回8銘柄（比率8%）、3回8銘柄（比率4%）、4回7銘柄（比率2%）となったのに対して、大阪は順に9銘柄（9%）、3銘柄（1%）、2銘柄（0.6%）、2銘柄（1%）であった。そして、銘柄別には東京の場合ササニシキが“過剰傾向”と言われて、不落札となった産地、残量も多く、また関東各県のコシヒカリも同様であり、いわゆる「ササ・コシ信仰」が

「米市場」による自主流通米の価格形成

表5 产地銘柄別落札数量と落札残量

東 京				產 地	銘 柄	大 阪				ラ ン ク
第1回	第2回	第3回	第4回			第1回	第2回	第3回	第4回	
3,852	3,852	3,852	3,857	北海道	ゆきひかり きらら 397 空育125号	2,142 846 450	2,142 846 450	2,142 846 450	2,155 831 450	
3,006	3,006	3,006	3,014							
900	900	900	900							
1,577	1,577	1,577	1,577	青 森	むつほまれ むつかおり	1,166 238 119 (119)	1,166 238	1,166 238	1,166 238	
464	464	464	464							
1,274 (3,574) 1,922	4,320 (529) 1,922	4,622 (227) 1,922	4,849 1,922	岩 手	ササニシキ あきたこまち					A
5,389 (4,061) 745	9,450	9,450	9,450	宮 城	ササニシキ サトホナミ	2,819 270	2,819 270	2,819 270	2,819 270	A
1,664 (2,020) 6,394 (11)	2,592 (1,091) 6,404	3,683 (303) 6,404	3,380 6,404	秋 田	ササニシキ あきたこまち	1,274 3,208 3,089 (119)	1,274 3,218	1,274 3,208	1,274 3,208	A
1,771 (2,192) 1,296	2,817 (1,148) 1,296	3,964 1,296	3,899 (65) 1,296	山 形	ササニシキ はなの舞	961 (1,004) 486	1,684 (281) 486	1,739 (227) 486	1,966 486	A
2,279 (2,441)	3,915 (807)	4,720	3,877 (842)	庄 内	ササニシキ	1,274 (1,188)	2,462	2,462	1,782 (680)	A
3,154	3,154	2,808 (346)	3,154	福 岐	コシヒカリ	—	—	994	994	A
1,285 (842)	2,041 (86)	1,210 (918)	2,128		ササニシキ					A
2,095	2,095	2,095	2,095		初 星					
1,656 (2,460) 504	4,116 504	4,020 (96) 504	3,852 (264) 504	茨 城	コシヒカリ キヌヒカリ					A
2,208 (4,512) 492	4,500 (2,220) 492	5,160 (1,560) 492	6,372 (348) 492	栃 木	コシヒカリ 初 星					A
2,016 (1,908) 1,272 384 (216)	2,880 (1,044) 1,236 (36) 600	3,816 (108) 1,272 600	3,924 1,272	千 葉	コシヒカリ 初 星 はなの舞					A
6,620	6,620	6,620	6,610 (11) 1,231	新 潟	コシヒカリ 越路早生	4,990 637	4,990 637	4,990 637	4,990 637	A
1,231	1,231	1,210 (22)	950		トドロキワセ	616	616	616	616	A
950	950	950			新潟早生	594	594	594	594	
940	940	940	929 (11)							
1,393	1,112	1,501	1,004	富 山	コシヒカリ 日本晴	3,953 756	2,635 497	3,953 680 (76)	2,635 497	A

(単位:玄米トン, 下段の()内は落札残量で外数)

東京				産地	銘柄	大阪				ランク
第1回	第2回	第3回	第4回			第1回	第2回	第3回	第4回	
1,199 130	918 130	1,264 151	842 97	石川	コシヒカリ	2,192	1,458	2,192	1,458	A
					能登ひかり	572	378	572	378	
1,664 (1,353)	3,013	2,861 (151)	3,012	長野	コシヒカリ	4,018 (65)	2,776	4,082	2,776	A
										A
				岐阜	ハツシモ	842	1,264	1,048	659 (389)	A
										A
				三重	コシヒカリ	1,717	1,717	1,717	1,717	A
										A
				滋賀	コシヒカリ	1,231 (929) 1,998	2,160	2,160	2,160	A
					日本晴		1,998	994	994	
				兵庫	コシヒカリ	648	648	648	648	A
					日本晴	950 (410)	1,361	—	—	
				鳥取	コシヒカリ	443 (389) 497	832	832	832	A
					ヤマヒカリ		—	—	—	
				島根	コシヒカリ	2,246	1,685	2,246	1,685	A
					日本晴	490	497	497	497	
				岡山	アケボノ	454 (594)	497	—	—	
				山口	コシヒカリ	464 (313) 626 (54) 821	778	778	778	A
					ヤマヒカリ		680	346	335	
				香川	ヤマホウシ		821	248	248	
				福岡	コガネマサリ	564	—	—	—	
				佐賀	ミネアサヒ	670	670	670	670	
					ヒノヒカリ	497	497	497	497	
				熊本	日本晴	497	497	497	497	
					ヒノヒカリ	626	626	626	626	
				熊本	コシヒカリ	497	497	497	497	A
					ヒノヒカリ	—	659	659	659	
87,318 (25,590)	86,755 (6,961)	87,507 (3,428)	86,548 (1,844)		上場合計	55,187 (4,946)	50,287 (519)	51,682 (303)	47,283 (1,077)	
29.3%	8.0%	3.9%	2.1%		同上比率	9.0%	1.0%	0.6%	1.4%	

(注) ()内は自主米機構資料より作成。

「米市場」による自主流通米の価格形成

揺らぎ始めたと言われている。それに対して大阪の場合は上記の銘柄のうち上場されたものが少なかったが、宮城と秋田を除く山形、庄内のサニシキと、北陸を除く日本海側の各県のコシヒカリにやはり売れ残り=落札残量が発生した。その他にBランク米の在来品種にも一部不落札が発生したが、例外的である。

(3) 価格変動

表6は90年産米の基準価格に対する各々の指標価格の比率（以下「基準比」と呼ぶ）の動向を簡略化して銘柄数で示したものである。第1回目は東京では基準価格を上回った銘柄の方が下回ったものより多く、2回目は同数になった。3回目からは逆に、前回の指標価格を下回るものが増加し、基準価格をも下回るものが増えたのである。1回目に、一般的に言われた「御祝儀相場」も消え去り、4年ぶりの豊作（作況指数103）と在庫で“過剰傾向”が指摘される中で、Aランクの良質米を先頭に値下げ基調に移行したと言えよう。

次に表7は、A、Bランク別に各回の指標価格の変化および基準比について

表6 基準比と指標価格の動向

		基 準 比		前回指標価格対比		
		上回った銘柄数	下回った銘柄数	上回った銘柄数	同水準	下回った銘柄数
第1回	東京	18	14	—	—	—
	大阪	19	22	—	—	—
第2回	東京	16	16	5	0	27
	大阪	20	20	15	0	24
第3回	東京	13	19	9	1	22
	大阪	19	20	17	2	19
第4回	東京	10	22	7	2	23
	大阪	16	23	10	3	26

- (注) 1. 大阪取引場においては、第2回及び第3回において新規上場銘柄、上場中止銘柄があったため、前回指標価格対比の対象となる銘柄の数は、上場銘柄の数と一致しない。
2. 資料『食糧管理月報』91年8月号

表7 90年産米の指標価格と基準比

(単位:円、%)

		基準価格	指標価格				
			第1回	2	3	4	1~4回指標価格加重平均
東京	Aランク	22,443	22,337	21,443	21,277	21,098	21,452
	Bランク	18,804	19,507	19,305	19,353	19,238	19,350
	計	20,855	21,103	20,717	20,655	20,503	20,719
大阪	Aランク	22,586	22,558	21,966	21,753	21,476	21,928
	Bランク	18,893	19,213	19,137	19,377	19,376	19,266
	計	21,113	21,224	20,857	20,999	20,759	20,964
		基準価格	基準比				
			第1回	2	3	4	1~4回指標価格加重平均
東京	Aランク	22,443	99.5	95.5	94.8	94.0	95.6
	Bランク	18,804	103.7	102.7	102.9	102.3	102.3
	計	20,855	101.2	99.3	99.0	98.3	99.3
大阪	Aランク	22,586	99.9	97.2	96.3	95.1	97.1
	Bランク	18,893	101.7	101.3	102.6	102.6	102.0
	計	21,113	100.5	98.8	99.5	98.3	99.3

資料 岐自主米機構

て、また表8は産地銘柄別に指標価格の基準比を表示したものである（なお、表8の最右列にある「第1回～4回指標価格の加重平均価格」が91年産米の基準価格となる）。初めに、基準価格が22,000円を越えていたAランク米平均は東京で21,000円、大阪で21,500円まで下落し、基準比で東京は6%，大阪は5%，それぞれ低下した。しかも表8にあるように、Aランク米の銘柄の中で基準価格を上回ったものはわずかに新潟コシヒカリのみであり（東京で492円、2.1%高、大阪で290円、1.2%高），他はすべて下回ったのである。そしてAランク米はのべ33銘柄となるが、新潟の2銘柄以外の基準比は、-5%未満が28銘柄で、残り13銘柄は-5～-7%という激しい下落状況である。

「米市場」による自主流通米の価格形成

他方、Bランク米平均は東京、大阪とも19,300円前後に上がったが、基準比では2%の上昇にとどまっており、全体として価格は低下傾向にある。つまりBランク米のべ42銘柄のうち、基準価格を上回ったものは30銘柄であるが、その半分はせいぜい0~3%高以下である。例外として、従来「特別自主流通米」(80~89年産の間、産米改良の推進と販売促進のための奨励金が出されており〔図1参照〕、そのうえ北海道内の全稻作農家が“とも補償”をしていた)と言われていた北海道4銘柄は第1回から、青森のむつほまれは第3回から、値幅制限上限まで上がった。

A、Bランク米の価格差は基準価格では3,600~3,700円の開きがあったのに、4回目には2,000円前後迄縮小した。これについては今まで見てきたように、Aランク米の全体的な低下傾向と、Bランク米の中の最低価格群に位置する特別自主米の例外的な上昇による。銘柄別に見れば、東京での最高価格は新潟のコシヒカリで、最低は北海道のゆきひかりと空育125号であり、基準価格では6,830円の差であったが、6,393円に縮小した。大阪でも最高、最低の銘柄は同じで、価格差は6,792円から6,155円にやはり縮小した。

次に表8の最下段に示しているが、東京、大阪別に各回毎の、上場銘柄の指標価格の平均と基準価格の平均とを比較すると、第1回は各々100.0%，100.1%となった。しかしそれ以後は双方とも97.1%~99.1%の範囲内であり、やはり低下傾向を示すとともに、特に東京では回を追う毎に低下し、しかも毎回大阪より低くなった。

以上のような価格変動は良質米が多いと言われている東北、北陸の大規模稻作産地に対してより深刻な悪影響を及ぼすもので、軽視することはできない。

(4) 銘柄別の特徴

産地、銘柄別の特徴を見るために表8に加えて、東京、大阪における代表的な銘柄の動きを図示したのが図4、5である。特に同一銘柄の落札価格差に注目してみたい。

つまり、落札価格の最高と最低の価格差が全くない銘柄(例、北海道、さら397)もあるが、非常に大きく開いた銘柄もある。図示したうちでは大阪に

表8 指標価格と基準比の動向

産地	銘柄	基準価格			第1回			第2回		
		東京	大阪	平均基準比	東京	大阪	基準比	東京	大阪	基準比
新潟	コシヒカリ	23,654	23,616	23,638	24,837	105.0	24,666	104.4	24,427	103.3
石川	コシヒカリ	22,946	22,865	22,865	22,953	100.0	22,868	100.0	22,645	98.7
富山	コシヒカリ	22,936	22,875	22,892	23,057	100.5	22,888	100.1	22,852	99.7
福井	コシヒカリ	22,841	22,841	22,841	22,757	101.1	22,828	99.9	22,759	98.9
兵庫	コシヒカリ	22,214	22,214	22,214	22,222	22,458	106.7	22,759	100.0	22,425
滋賀	コシヒカリ	22,214	22,214	22,214	22,214	21,492	97.7	21,794	98.1	22,425
千葉	コシヒカリ	22,214	22,214	22,214	21,707	96.9	20,857	93.9	20,744	93.4
茨城	コシヒカリ	22,181	22,181	22,181	21,524	96.9	20,675	93.1	20,675	93.1
福島	コシヒカリ	22,091	22,091	22,091	22,041	101.1	21,466	99.8	21,031	99.3
栃木	コシヒカリ	22,041	22,041	22,041	21,993	100.1	21,367	97.2	21,155	95.8
三重	コシヒカリ	21,993	21,993	21,993	21,881	100.1	22,263	96.9	21,083	95.7
熊本	コシヒカリ	21,881	21,881	21,881	21,861	100.1	22,114	101.2	21,628	98.3
大分	コシヒカリ	21,854	21,854	21,854	21,635	99.0	21,201	97.0	21,454	98.0
長野	コシヒカリ	21,854	21,854	21,854	21,311	95.8	21,365	97.8	21,367	97.7
岩手	ササニシキ	22,234	22,234	22,234	21,625	97.2	21,341	96.2	20,810	93.6
秋田	ササニシキ	22,244	22,194	22,228	21,878	98.5	22,000	99.1	20,805	93.5
宮城	ササニシキ	22,214	22,194	22,209	21,341	96.1	21,382	96.3	21,247	95.6
内陸	ササニシキ	22,214	22,194	22,207	21,794	101.4	21,124	96.9	20,784	93.6
福島	ササニシキ	21,794	21,794	21,794	20,921	96.2	20,759	95.5	20,333	93.3
山形	ササニシキ	21,754	21,734	21,747	20,283	104.8	21,362	105.0	20,275	93.2
秋田	あきたこまち	20,248	20,353	20,283	20,138	103.4	20,832	100.8	20,350	102.8
岩手	あきたこまち	20,138	19,648	19,783	19,685	101.4	19,941	100.8	19,651	101.1
山形	はなの舞い	19,139	19,139	19,139	18,836	98.4	19,406	100.1	18,622	97.3
千葉	はなの舞い	19,139	19,395	19,395	19,307	101.4	19,089	98.9	19,414	100.1
富山	本筋	19,395	19,395	19,395	19,157	101.4	19,135	99.9	19,158	99.2
兵庫	本筋	19,307	19,307	19,307	19,011	100.1	19,011	100.5	19,139	100.0
滋賀	本筋	19,157	19,157	19,157	18,541	100.1	18,416	99.3	19,124	100.6
福島	本筋	19,011	19,011	19,011	18,541	100.1	18,416	99.3	18,620	100.4

「米市場」による自主流通米の価格形成

産地	銘柄	基準価格			第1回			第2回			
		東京		大阪	東京		大阪	東京		大阪	
		平均価格	基準価格		基準比		基準比	基準比		基準比	
福井県	初星	19,139	19,139	19,139	19,934	104.2		19,930	104.1		
福井県	初星	19,139	19,139	19,139	20,096	105.0		19,748	103.2		
福井県	初星	19,139	19,139	19,139	19,854	103.7		19,284	100.8		
熊本県	ヒノヒカリ	19,143	19,143	19,118	19,118			19,709	103.1		
熊本県	ヒノヒカリ	19,118	19,118	19,118	19,118			19,471	101.8		
熊本県	ヒノヒカリ	19,118	19,118	21,826	20,890	99.8	21,450	98.3			
岐阜県	ハツシモ	20,928	20,915	20,889	20,798	99.6	20,508	98.0	20,440	97.8	
新潟県	越路早生	19,780	19,780	20,769	20,769	105.0	21,143	106.9			
新潟県	キヌヒカリ	19,871	19,680	19,720	20,476	103.0	20,309	103.2	20,669	104.0	
新潟県	能登ひかり	19,648	19,878	19,709	19,480	99.1	19,772	99.5	19,337	98.4	
新潟県	川石城	19,601	19,601	19,601	19,448	99.9	19,581	99.9	19,360	97.4	
新潟県	宮城	19,463	19,470	19,466	19,473	100.1	19,398	99.6	19,500	100.2	
新潟県	福岡	19,463	19,470	19,466	19,473	100.1	19,418	99.7	19,568	100.5	
新潟県	新潟早生	19,463	19,470	19,311	19,311		19,236	99.6			
鳥取県	山口山	19,131	19,131	19,091	19,091		18,929	98.9	19,219	100.5	
鳥取県	岡山	18,911	18,911	18,752	19,317	103.3	18,380	96.3	19,299	101.1	
鳥取県	香山	18,863	18,471	18,471	18,471	102.9	18,429	97.5	19,075	100.9	
鳥取県	森山	18,703	17,374	17,374	17,374	105.0	18,429	101.6	18,867	100.9	
北海道	青森	17,374	17,374	17,104	17,104	105.0	17,959	105.0	18,301	107.0	
北海道	北海道	17,104	17,104	16,824	16,824	105.0	17,665	105.0	17,425	103.6	
北海道	北海道	16,824	16,824	16,824	16,824	105.0	17,665	105.0	17,374	103.3	
北海道	空青125号	16,824	21,111	21,196	21,144	21,103	100.0	21,224	100.1	20,717	98.1
平均価格											20,857
											98.4

(注)1. 東京又は大阪の欄の基準比は、東京・大阪ごとの各回ごとの指標価格又は第1回~4回指標価格との対比を示したものである。

2. 資料『食糧管理月報』91年8月号

地 域	銘 柄	第 3 回				第 4 回				第 5 回				第1～4回指標価格と基準比			
		東 京		大 阪		東 京		大 阪		東 京		大 阪		人 版		指 標価格	
		基準比		基準比		基準比		基準比		基準比		基準比		基準比		基準比	
新潟	ココシヒカリ	24.044	101.6	23,675	100.2	23,275	98.4	23,074	97.7	24,146	102.1	23,906	101.2	24,043	101.7		
石川	ココシヒカリ	22.467	97.9	22,290	97.5	21,925	95.6	21,729	95.0	22,536	98.2	22,403	98.0	22,452	98.1		
富山	ココシヒカリ	22,384	97.6	22,077	96.5	22,188	96.7	22,059	96.4	22,638	98.7	22,425	98.0	22,484	98.2		
福井	ココシヒカリ			22,373	98.0			22,019	96.4			22,477	98.4	22,477	98.4		
兵庫	ココシヒカリ			22,022	96.8			22,010	96.7			22,304	98.0	22,304	98.0		
福井	ココシヒカリ	21,149	95.2	21,302	95.6	20,786	93.6	20,734	93.1	21,558	97.0	21,018	94.4	21,483	96.7		
兵庫	ココシヒカリ	20,851	93.9			20,861	93.9			20,933	94.2			20,933	94.2		
滋賀	ココシヒカリ	20,765	93.5			20,731	93.3			20,862	93.9			20,862	93.9		
千葉	ココシヒカリ	20,969	94.4			20,807	93.7			20,940	94.3			20,940	94.3		
島根	ココシヒカリ			21,715	97.9			21,237	95.7			21,800	98.3	21,800	98.3		
茨城	ココシヒカリ			21,125	95.6			21,074	95.4			21,174	95.8	21,174	95.8		
三重	ココシヒカリ	20,882	94.7			20,743	94.1			20,743	94.1			20,743	94.1		
熊本	ココシヒカリ	20,984	95.4			20,585	93.6			21,365	97.1			21,365	97.1		
山口	ココシヒカリ	21,449	98.0			21,381	97.7			21,542	98.5			21,542	98.5		
鳥取	ココシヒカリ			21,459	98.2			21,360	97.7			21,366	97.7	21,366	97.7		
長野	ココシヒカリ	20,815	95.2			20,795	95.2			21,096	96.5			21,096	96.5		
岩手	ササニシキ	20,701	93.1			20,681	93.0			20,777	93.4			20,777	93.4		
山形	ササニシキ	20,777	93.4			20,783	93.4			20,910	94.0			20,841	93.9		
秋田	ササニシキ	21,237	95.6			21,261	95.7			21,349	96.1			21,484	96.8		
宮城	ササニシキ	20,769	93.2			20,701	93.2			20,664	93.1			20,824	93.7		
福島	ササニシキ	20,279	93.0			20,273	93.0			20,457	93.9			20,457	93.9		
山形	ササニシキ	20,278	93.2			20,279	93.3			20,365	93.6			20,349	93.6		
秋田	あきたこまち	20,660	102.1	20,661	101.5	20,603	101.8	20,671	101.6	20,828	102.9	20,824	102.3	20,826	102.7		
岩手	あきたこまち	19,943	99.0			19,294	95.8			20,105	99.8			20,105	99.8		
福島	はなの舞い	19,371	98.6			19,374	97.9	19,237	97.9	19,342	97.8	19,544	99.5	19,578	99.0	19,553	99.3
千葉	はなの舞い	18,645	97.4			19,147	98.7	19,124	99.4	19,207	99.0	18,804	98.2	18,804	98.2		
富山	日本													19,294	99.5	19,294	99.5
山形	日本													19,130	99.1	19,130	99.1
福島	日本													19,187	100.2	19,187	100.2
千葉	日本													19,318	101.6	19,318	101.6
福島	日本													18,769	101.2	18,769	101.2

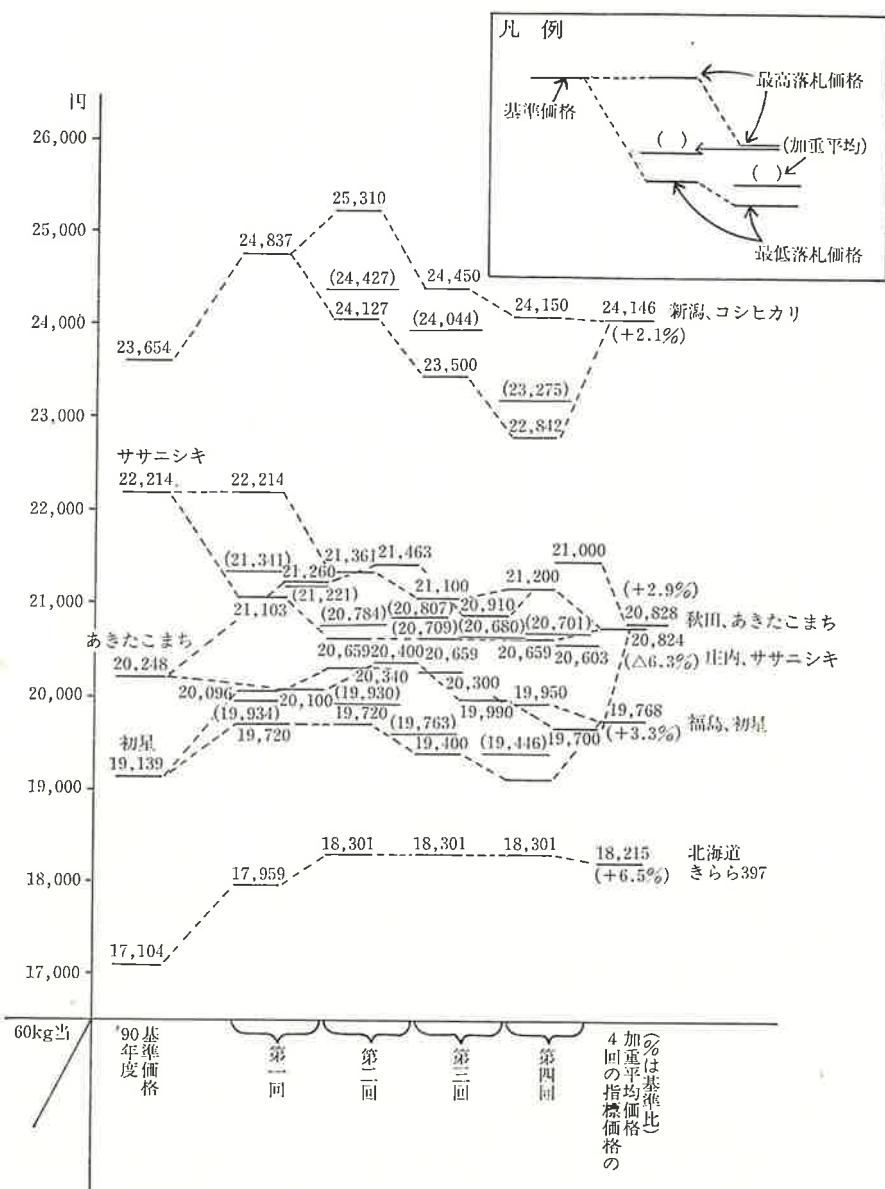
「米市場」による自主流通米の価格形成

座地	銘柄	第3回			第4回			第1～4回指標価格の加重平均価格と基準比		
		東京		大阪	東京		大阪	東京		大阪
		基準比	基準比	基準比	基準比	基準比	基準比	基準比	基準比	基準比
福島	初	19,763	103.3	19,416	101.6	19,768	103.3	19,768	103.3	19,768
福島	木初	19,549	102.7	19,260	100.6	19,688	102.9	19,688	102.9	19,688
千葉	初	19,062	99.6	18,748	98.0	19,237	100.5	19,237	100.5	19,237
熊本	ヒノヒカリ			19,882	103.9	20,183	107.0	20,064	104.8	20,064
福岡	ヒノヒカリ			19,830	103.7	19,614	102.6	19,745	103.3	19,745
佐賀	ヒノヒカリ			19,772	103.4	19,774	103.4	19,702	103.1	19,702
岐阜	ハツシモ	20,404	93.5	19,647	93.9	20,261	93.8	20,651	94.6	20,651
新潟	越路生	19,995	95.5	19,882	95.2	19,601	93.8	20,180	96.6	20,233
新潟	城キヌヒカリ	20,818	105.2	20,358*	102.5	20,388	103.1	20,780	105.1	20,780
石川	能登ひかり	19,197	97.7	19,360	97.4	19,020	96.8	19,444	102.9	20,244
富山	城サトホナミ	19,616	100.1	19,555	100.4	19,419	99.8	19,259	98.0	19,408
福井	ミネアサヒ	19,535	100.4	19,496	100.1	19,331	99.3	19,149	98.4	19,476
新潟	トドロキワセ	19,530	100.3	19,777	103.4	19,707	103.0	19,604	100.0	19,604
新潟	湯新潟生							19,416	99.7	19,452
鳥取	ヤマヒカリ							19,386	99.6	19,441
山口	ヤマヒカリ							19,236	99.6	19,236
岡山	アケボノ							19,307	100.9	19,307
山口	ヤマホウシ							18,860	98.8	18,860
青森	むつかおり	19,193	102.6	19,244	102.0	19,968	106.8	19,336	103.4	18,954
香川	コガネマサリ							19,395	102.8	19,354
香川	むつぼまれ	18,590	107.0	18,486	106.4	18,590	107.0	18,193	104.7	18,093
北海道	きらら397	18,301	107.0	18,301	107.0	18,301	107.0	18,216	106.5	18,215
北海道	ゆきひかり	17,975	106.8	18,002	107.0	18,002	107.0	17,767	105.6	17,751
北海道	空青125号	17,971	106.8	18,002	107.0	18,002	107.0	17,753	105.5	17,755
平均	価格	20,655	97.8	20,999	99.1	20,503	97.1	20,759	97.9	20,718
								98.1	98.3	20,814
										98.4

(ii) 東京又は大阪の間の基準比は、東京・大阪ごとの各回の指標価格又は第1回～4回指標価格と東京・大阪ごとの基準価格との対比を示したものである。

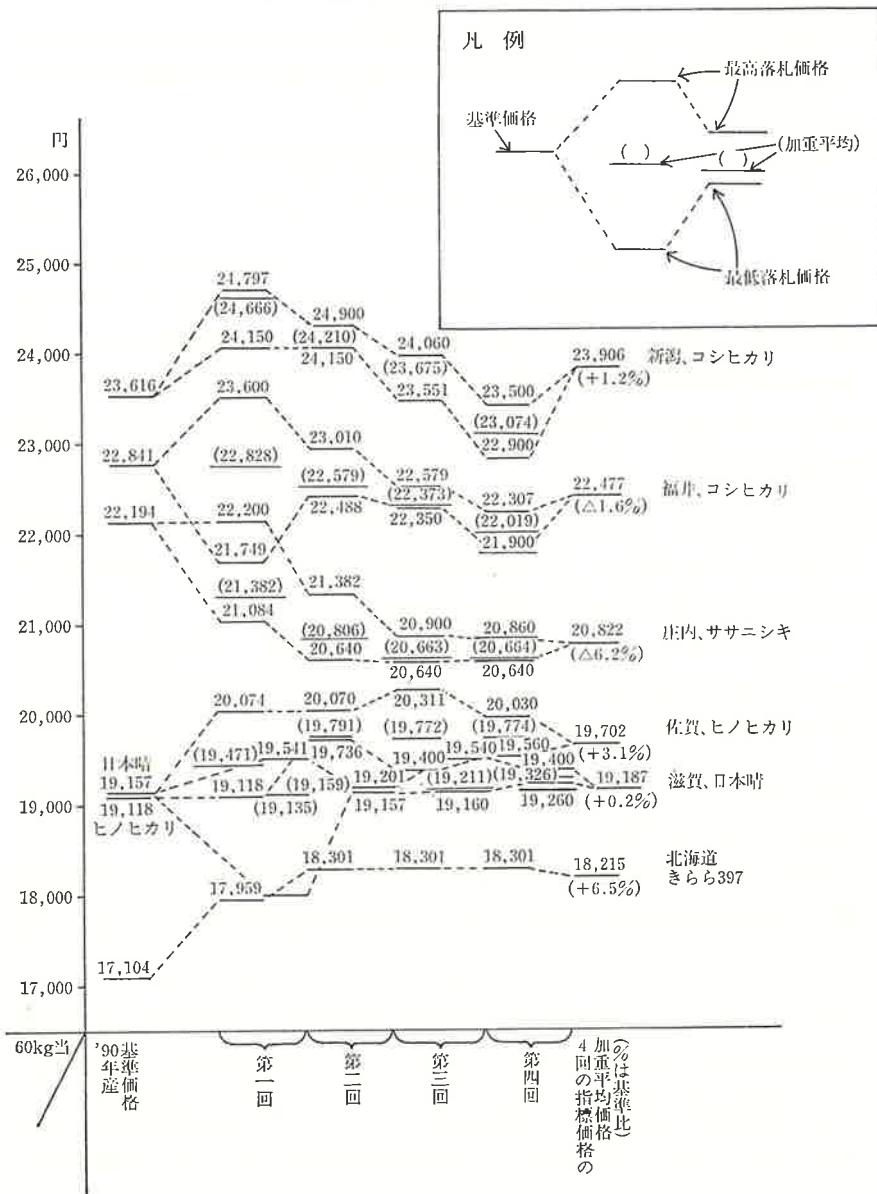
2. 資料『食糧管理』第491年8月号

図4 落札価格の変動（東京取引場）



「米市場」による自主流通米の価格形成

図5 落札価格の変動（大阪取引場）



(注) 岡山米穀機構資料より作成

おける福井コシヒカリは第1回目に1,851円の差ができ、そのうえ約2%の落札残量が発生した。このような場合、相対取引において不利な立場にならざるを得ず、生産者の不利益が増大することとなり、産地の安定的発展も困難になるであろう。

次に「ササ・コシ信仰」と言われ、高価格の良質米を代表する2つの銘柄のうち、コシヒカリについては関東以南の各産地米が上場された。そのなかで新潟産のみは1回目に5%高の上限まで上がったが、2回目から回を追う毎に値下がりし、4回目は基準価格を下回った。辛うじて指標価格の平均では基準価格を1.2%（大阪）、2.1%（東京）だけ上回った。ところが新潟を除くと、第1回目では基準価格を上回った産地が1/3もあったが、2回目以後すべて値下がりしたのみならず、落札残量も発生した。なかでも関東地方のものが年間値幅制限の下限に近い水準になった。このように同一銘柄でも産地間格差が著しく拡大してきたのである。ただし今回の場合は90年10月、初めて自主米の在庫（約20万トン）が発生し、その銘柄が関東地方のコシヒカリと、次に述べるサニシキであったことが大きく影響している。

サニシキについては6産地とも1回目から値下がりし、5%安の下限を下回った入札価格のために落せず、落札残量が1回目の東京で岩手産74%，山形・秋田産55%，庄内産52%，宮城産43%，福島産39%と全産地で発生した。以後も値下がりが続き、4回の平均価格は6.6～3.2%安の範囲にあり、年間値幅制限の下限に近づき、値下げ基調に移ったと言えよう。

ところで、各産地で新しく開発が進められ、注目を集め始めた「次世代品種」は殆どが基準価格を上回り、なかには年間値幅制限の上限（7%高）に張り付いた銘柄も見られる。これらの内、前述したように特別自主流通米に指定されていたBランク米である、きらら397、ゆきひかり、空育125号、むつほまれの4銘柄は早い場合2回目から、4回目にはすべてが上限価格に張り付き、4回の指標価格の基準比も4.1～6.5%高となった。これらの基準価格も16,824～17,374円（東京、大阪とも同一）と最低価格群の中にあたし、4回の平均価格も17,751～18,215円（東京と大阪で差が生じてきた）と値上がりしたが、

「米市場」による自主流通米の価格形成

最低価格群にあることには変わりない。

また、ヒノヒカリ、あきたこまち、キヌヒカリ、能登ひかりなども基準比2.7~5.1%高と値上がりしたが、Bランク米で、価格帯の中位に位置している。しかしながら、90年産は未だ上場数量も少ないので偶然性も高いと思われる。価格、生産とともに今後の動向を見ながら検討する必要がある。

3) 「米市場」における価格形成の影響

「米市場」における90年産米の価格形成が各方面に及ぼした影響について検討する必要がある。しかしながら、「米市場」実施後まだ1年が経過ただけで、資料も十分ではないので、ここでは作付状況における変化に限定して検討することとしたい。

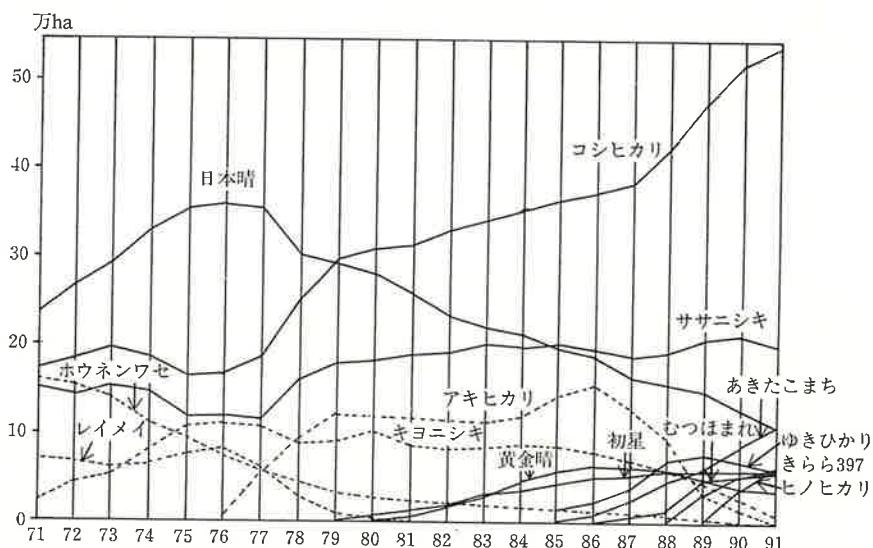
生産者への影響は先ず、稲の作付の変化となって表れることに注目し、毎年食糧庁が発表している水稻うるち米の品種別作付調査を用いて検討してみたい³³⁾。ただし既に述べたように、86年産から限定的ながら「入札取引」も行われていたし、不正規流通とは言え、「自由米市場」も存在していたのであるから、90年産米の「米市場」の価格動向のみを突出させ、独立的に理解するのではなく、連続的な変化の中に位置づけて検討する必要がある。

そこで、今までの傾向を見るために図6が好都合である。作付品種については「10年周期説」もあり、そのことは日本晴やアキヒカリについて該当していることが図の上で確認できる。しかし、コシヒカリやササニシキについては15年以上も増加を続けており、稲の作付史上、異例な事態だと言われている。またコシヒカリ、ササニシキの2品種への集中状況も異例である。つまり5年前の86年に27%であったが、90年まで毎年3ポイントづつシェアを高めており、91年には2品種で40%と言う圧倒的なシェアを占めるに至った。

表9、10と合わせて品種別の特徴を見よう。コシヒカリ（育成年・1956年）については山形、福島以南の全国40都府県に広範に作付けられており、良質米と評判も高く、生産においても高収益性が強調されて、行政や農業団体によっ

33) 石塚正美「平成3年度米の品種別作付状況」、『食糧管理月報』第43巻11号参照。

図6 水稻うるち米主要品種の作付面積の推移



(注) 1. 一は91年産の上位10品種を示し、…はその他の品種を示す。

2. 資料『食糧管理月報』91年11月号による。

て奨励されてきた。農家にとっては作りにくい品種と言われながらも面積は増加し、79年以降13年間作付1位を維持してきた。特に87年以降増加率が高くなり、91年にはややテンポがおさまり2万ヘクタール弱、4%増加して、面積53.5万ヘクタール、うるち米全体に占める割合は29%となった。

府県別にみると、表10にあるように、9県（新潟、茨城、栃木、千葉、富山、三重、福井、石川、島根）では全作付面積に占めるシェアが64%以上と極めて高い。とりわけ、新潟の場合「コシヒカリへの傾斜は行政と系統農協の誘導によるところが大きいが、同時にササニシキの凋落の対極で誘導された流通段階のコシヒカリ・ブームと、その結果としての高価格という経済的誘因が作用していたことも見逃せない」と言われている³⁴⁾。

34) 滝沢昭義『『自由化』傾向下的の米産地の対応(1) 銘柄米産地（新潟）』、前掲書『自由化にゆらぐ米と食管制度』、p. 157.

「米市場」による自主流通米の価格形成

(単位:千ha, %)

表9 水稲うち米主要品種の作付状況(上位20品種)

順位	品種名	91年度	90年産	シェア	89年産		シェア	前年との比較	
					91/90年差	90/89年差		91/90年比	90/89年比
1	リキニ	535.2	29.4	516.4	28.1	472.3	25.4	18.8	44.0
2	コサキ	195.2	10.7	207.4	11.3	202.0	10.9	▲12.2	5.5
3	あらかわ	103.7	5.7	80.5	4.4	55.6	3.0	23.2	24.9
4	本らかわ	101.1	5.6	120.6	6.6	142.3	7.7	▲19.5	▲21.7
5	ひひ	56.7	3.1	45.9	2.5	26.8	1.4	10.9	84
6	ノノき	53.9	3.0	30.1	1.6	2.0	0.0	28.3	124
7	ひゆ	53.7	2.9	62.7	3.4	70.7	3.8	▲8.8	86
8	初むら	51.4	2.8	51.3	2.8	51.1	2.8	0.2	0.1
9	ほほ金	48.0	2.6	46.7	2.5	43.7	2.4	1.4	100
10	黄	28.4	1.6	33.0	1.8	44.6	2.4	▲4.5	107
	計			1,227.4	67.5	1,194.3	65.0	1,153.0	62.1
	上位10品種							33.2	54.5
11	新千	24.7	1.4	30.3	1.6	30.8	1.7	▲5.6	103
12	本	24.2	1.3	15.5	0.8	—	—	▲8.7	105
13	本	21.6	1.2	23.1	1.3	21.4	1.2	▲1.3	1.6
14	本	20.5	1.1	17.3	0.9	9.7	0.5	▲3.2	1.6
15	マカ	19.8	1.1	26.1	1.4	29.3	1.6	▲6.3	7.6
16	カネ	19.5	1.1	17.9	1.0	16.8	0.9	▲1.1	118
17	ヒ	18.7	1.0	19.5	1.1	24.7	0.9	▲0.8	106
18	の舞	16.8	0.9	16.8	0.9	17.0	0.9	▲5.2	109
19	な育	16.5	0.9	15.5	0.9	19.1	1.0	▲0.1	96
20	アサ	14.6	0.8	15.2	0.8	13.0	0.7	▲0.5	169
	上位20品種			1,423.3	78.2	1,397.4	76.0	1,369.1	73.7
	合計			1,819.4	100.0	1,837.9	100.0	1,857.1	100.0

(注) 1. ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2. 89, 90年産実績は食糧廳「米穀の品種別作付状況」による。

3. 91年産は、同寧「品種別作付状況(全国:速報)」による。

4. 資料『食糧管理月報』91年11月号他による。

表10 水稻うるち米主要品種の主要県別作付状況 (単位:千ha, %)

作付面積 91年	品種名 産地名	91年産	シェア	90年産	前年との比較		当該道府県におけるけ作付シェア	
					対前年差	対前年比	91年産	90年産
1	コシヒカリ	535.2	100.0	516.4	18.8	104		
		新潟	84.8	15.8	82.7	2.1	103	66.7
		茨城	52.2	9.8	52.2	0.1	100	69.9
		栃木	46.6	8.7	47.9	▲1.3	97	65.5
		千葉	40.6	7.6	40.7	▲0.1	100	68.0
		島根	36.3	6.8	32.3	4.0	113	44.7
		福島	32.6	6.1	31.5	1.0	103	73.4
		三重	22.6	4.2	20.4	2.1	111	64.0
		長野	20.8	3.9	19.2	1.6	108	54.1
		福井	20.4	3.8	20.8	▲0.4	98	65.9
		石川	19.3	3.6	19.2	0.1	101	64.7
		富山	17.1	3.2	16.0	1.1	107	70.4
		滋賀	13.6	2.5	12.6	1.0	108	65.8
		京都	11.8	2.2	11.9	▲0.2	99	36.2
		兵庫	10.1	1.9	9.3	0.8	108	49.2
2	ササニシキ	195.2	100.0	207.4	▲12.2	94		
		宮城	78.1	40.0	78.9	▲0.8	99	86.3
		山形	58.4	29.9	61.2	▲2.8	96	73.0
		岩手	29.1	14.9	29.7	▲0.6	98	43.0
		秋田	17.8	9.1	23.1	▲5.3	77	43.8
		島根	11.9	6.1	14.5	▲2.7	82	17.3
3	あきたこまち	103.7	100.0	80.5	23.2	129		
		秋田	70.9	68.3	58.0	12.9	122	69.1
		岩手	21.9	21.2	17.2	4.7	128	32.5
4	日本	101.1	100.0	120.6	▲19.5	84		
		滋賀	20.1	19.9	22.2	▲2.1	91	53.5
		兵庫	15.2	15.0	16.0	▲0.8	95	32.4
		京都	7.5	7.4	8.1	▲0.7	92	41.3
		福岡	6.0	5.9	8.9	▲2.9	67	12.5
		徳島	5.3	5.2	5.7	▲0.5	92	37.1
5	きらら397北海道	56.7	—	45.9	10.9	124	42.5	34.4
6	ヒノヒカリ	53.9	100.0	30.1	23.8	179		
		福岡	12.8	23.8	9.0	3.8	142	26.7
		熊本	11.1	20.5	9.0	2.1	123	25.3
		大分	9.8	18.1	5.5	4.3	179	41.2
		鹿児島	6.9	12.8	2.0	4.9	340	24.7
		島根	5.7	10.6	2.4	3.3	237	7.0
7	ゆきひかり 北海道	53.7	—	62.4	▲8.8	86	40.2	46.8
8	初	51.4	100.0	51.3	0.2	100		
		福島	23.1	44.8	21.5	1.5	107	28.4
		千葉	12.3	24.0	12.1	0.2	102	20.6
		茨城	6.1	11.8	8.2	▲2.1	75	8.1
		青森	48.0	—	46.7	1.4	103	10.8
9	むつほまれ	28.4	100.0	33.0	▲4.5	86		
		愛知	8.8	31.0	9.5	▲0.7	93	26.0
		静岡	8.3	29.1	8.3	▲0.0	100	27.3
		岡山	—	—	—	—	47.4	46.2
10	黄金晴	24.7	100.0	30.3	▲5.6	82		
		青森	16.0	64.8	17.8	▲1.8	90	51.3
		広島	5.1	20.7	5.9	▲0.8	87	55.8
11	中生新千本	—	—	—	—	—	10.9	12.4
12	キヌヒカリ	24.2	—	15.5	8.7	156	13.0	9.1

(注) 資料は図6に同じ。

「米市場」による自主流通米の価格形成

ところで「米市場」において値下がりの特に大きかった栃木、千葉、福井の3県では減少もしくは横這いで推移している。しかしそれについて値下がりの大きい福島では逆に、13%も増加している。また値下がり幅の小さい福井では5%の減少になっている。このように作付転換の可能な品種の有無や耕作条件などとの関係もあって、価格との対応のみに単純化はできない。

第2位の作付品種のササニシキ(育成年・63年)は青森を除く東北5県で作付けられており、80年以降20万ヘクタール前後ではほぼ横這いで推移しているが、85年以降第2位である。最近3年間は増加がみられていたが、91年には6%も落ち込んだ。県別には5県とも減少しているので、基本的には“過剰傾向”による「米市場」における値下がりの影響が考えられる。しかし、値下がりと落札残量の一番大きかった岩手は面積で600ヘクタール、2%の減少であり、他県に比べて減少面積は少ない。なお、その他の県における減少分は「山形でははなの舞やあきたこまちに、秋田ではあきたこまちに、福島ではコシヒカリにそれぞれ作付転換されている」と報じられている³⁵⁾。

第3位のあきたこまち(育成年・84年)は着実に増大しているが、「米市場」では秋田産が4回とも基準価格を上回って値上がりした(東京でも大阪でも1回ずつ少量の不落札が発生したが)。岩手産は1回目は基準比103.4%となつたが、それ以後値下がりし、4回の平均価格は基準価格を下回った。それでも2県の作付は秋田28%、岩手22%とかなり大きく増加しており、特に「秋田、岩手、山形の各県においてキヨニシキ、コガネヒカリ、ササニシキ等に替わって増加」している³⁶⁾。作付状況については他に福島、茨城、さらに岡山、広島、徳島、愛媛にも広がっている。

さらに第4位の日本晴(育成年・63年)は75年をピークに減少を続けているが、70年から78年まで9年間、第1位の作付品種であった。近畿を中心にして関東以西に作付けされているが、90年は15%、91年は16%も減少している。「米市場」では5産地から上場されたが、量的には少ないグループに属してお

35) 長崎直大「平成3年産米の品種別作付予測」、『食糧管理月報』第43巻6号。

36) 石塚『食糧管理月報』第43巻11号、p. 4.

り、基準価格とほぼ同水準を維持した。そして表示されているように福岡のみは特に大きく減少しているが、他府県では、90年に比べ、5～9%の減少傾向がみられる。また福岡では「米市場」で特に値下がりしたわけではないが、ミネアサヒ、ヒノヒカリなどの品種への作付転換が進んでいるし³⁷⁾、「滋賀においても、コシヒカリやキヌヒカリへの作付転換」が進んでいる³⁸⁾。

第5位以下の品種では順位の入れかわりが激しく、近年開発された「次世代品種」であるきらら397（北海道、88年）、ヒノヒカリ（九州各県、89年）、キヌヒカリ（茨城、88年）などは価格も上がり、作付面積が高い比率で拡大している。

また、初星はやや値上がりし、作付は数年来横這いであるが、実態は「福島、栃木で増加するが、茨城ではキヌヒカリへの作付転換により減少するとみられて」いる³⁹⁾。むつほまれは値上がりしたが面積は増えていない。ゆきひかりも新しい品種であり、「米市場」でも上限近くまで値上がりしたが、きらら397に転換しつつある。

このように順位の入れ替わりも激しいが、全作付面積に対する上位10品種の占める割合も近年どんどん高くなっている、品種の集中化傾向が進んでいる。

以上のように作付品種の基本的傾向として、コシヒカリの優位は動かないが、ササニシキは少しずつ後退しながらも、2品種を合わせた優位は当分変わらないであろう。第3位以下のところでは今後とも各県単位で新品種の開発と宣伝・販売を行政、農業団体など一体となって進めているので、ますます産地間競争が激しくなるであろう。そのような例としては、上述したように北海道のきらら397、岩手・秋田のあきたこまち、山形のはなの舞、宮城のひとめぼれ（育成年・91年、旧名東北143号）、茨城のキヌヒカリ、長野のながのほまれ、福岡のミネアサヒ、九州各県のヒノヒカリなどを挙げることができる⁴⁰⁾。

37) 梅木利巳「『自由化』傾向下の米産地の対応(2)非銘柄米産地(九州)」、前掲書『自由化にゆらぐ米と食管制度』、pp. 176- 184. 参照。

38) 石塚、前掲第43巻11号、p. 10.

39) 長崎、同上、第43巻6号、p. 31.

40) 吉田、前掲書『自由化にゆらぐ米と食管制度』参照。

IV むすびにかえて

以上に述べてきたことをまとめるとともに、今後の課題を整理しておきたい。

第一に、80年代後半になって急激に強まった米の輸入自由化の動きは、アメリカからの圧力と一体となって財界、政府が進めようとしてきたものである。本稿で紹介した提言や報告によれば、「米市場」の設置は輸入自由化政策の中の一つの構成要素と位置づけられていることがわかる。しかし、農政審報告ではこのような背景を明言してはいないが、米の部分管理への移行と、市場原理の導入を促進する方向を明確にし、そのための横杆として、「米市場」を位置づけている。食管制度の歴史の上で重要な画期をなすものであると考えられる。

しかし、本稿では「米市場」の実態の検討を主眼としたので、輸入自由化問題については省略している。これは別途検討すべき課題であろう。

第二に、「米市場」はこのように食管制度の根幹である、政府による米の全量管理を緩和するとともに、二重価格制をも形骸化するものである。すなわち、卸売業者が「需給動向と品質評価」を基準として、自由に決定できる。そして、この価格が「米市場」外の相対取引の価格を決定し、政府米価格にも強く影響することになる。従って、政府による米価決定も、そのために米価審議会に諮問されることも実質的な意義をもたなくなる。

また産地間競争が激化することも考えれば、国内稻作生産の基盤がますます脆弱になることは避けられず米の安定的供給も不可能となる。そのような状況の下で、生産力構造問題や、生地としての生産・販売問題、特にその主体となる農協はどのような役割を果たすべきか、など検討すべき課題は数多くある。

第三に、90年産米の「米市場」は55万トン余、流通量の14%から始まった。そこで銘柄別の価格変動は単年度のために偶然性はあるかもしれないが、トップクラスの新潟コシヒカリが少し値上がりし、最低価格群の北海道・青森産米が、値幅制限の近くまで上昇し、これらの間の価格差は縮小した。しかし、これらと「次世代品種」と言われる銘柄を除く、ほとんどの銘柄が値下がり

し、そのうえ売れ残り＝落札残量も大量に発生した。とりわけ「ササ・コシ」の“過剰傾向”に見られるように、自主米生産におけるAランク米偏重政策の矛盾が露呈したのである。

従って、生産調整や転作作物問題などとも関連して、大規模稻作産地や農家経営に与える影響はかなり大きなものとなろう。

第四に、このような全般的な価格低下基調は回を重ねる毎に進んできたと言えよう。ちなみに政府の買入価格は7月に1.5%引き下げられ、売渡価格は12月に1.0%引き下げられている。しかしながら、自主米の消費者価格に「米市場」における値下がりがどの程度反映しているのか、という問題は資料の制約と、調査の困難性があるが、今後継続的に検討すべき課題であろう。